

## 6月14日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- |       |          |       |          |
|-------|----------|-------|----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8 番議員 | 栗田 隆 君   |
| 2 〃   | 大森 茂彦 君  | 9 〃   | 朝倉 国勝 君  |
| 3 〃   | 山城 峻一 君  | 10 〃  | 滝沢 幸映 君  |
| 4 〃   | 祢津 明子 君  | 11 〃  | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃   | 中島 新一 君  | 12 〃  | 西沢 悦子 君  |
| 6 〃   | 大日向 進也 君 | 13 〃  | 塩野入 猛 君  |
| 7 〃   | 玉川 清史 君  | 14 〃  | 中嶋 登 君   |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- |                 |   |        |
|-----------------|---|--------|
| 町 長             | 山 | 村 弘 君  |
| 副 町 長           | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長           | 清 | 水 守 君  |
| 会 計 管 理 者       | 柳 | 澤 博 君  |
| 総 務 課 長         | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長     | 大 | 井 裕 君  |
| 住 民 環 境 課 長     | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長     | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長     | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長         | 関 | 貞 巳 君  |
| 教 育 文 化 課 長     | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹   | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐     | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長         |   |        |
| 総 務 課 長 補 佐     | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長         |   |        |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長     |   |        |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長   | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- |             |   |         |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君  |
| 議 会 書 記     | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

## 6. 議事日程

### 第 1 一般質問

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| (1) 太陽光発電施設の設置についてほか  | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) 町内事業所等の状況はほか      | 大森茂彦 議員  |
| (3) 子どものがん教育についてほか    | 祢津明子 議員  |
| (4) 「気候非常事態宣言」についてほか  | 栗田 隆 議員  |
| (5) 町のコロナワクチン接種についてほか | 大日向進也 議員 |

## 7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 8. 議事の経過

**議長（小宮山君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から16日までの3日間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1「一般質問」

**議長（小宮山君）** 質問者は、お手元に配付したとおり11名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段の協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

**11番（吉川さん）** おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

最初に、現在コロナ収束に向けて取り組んでいただいている新型コロナワクチン接種、当町におきましても集団接種として、5月10日から文化センター体育館で行われております。職員の皆様には通常業務に加え、円滑な接種に向け、駐車場からの安全対策や会場内での誘導など、きめ細かな対応をしていただき、住民の皆さんからも感謝の声をいただいております。この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。大変にありがとうございます。まだまだ続く接種であります。情報を密にして、住民の皆さんが安心して無事故でできますよう、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1、太陽光発電施設の設置について。

イ、設置の手續について。

5月26日、参院本会議において、2050年までの脱炭素社会実現を明記した改正地球温暖化対策推進法が可決・成立をいたしました。この中で、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を拡大するため、自治体が再生エネ施設の建設に関与できる仕組み、促進区域を設ける制度を新設していくとあり、小泉環境相は、「太陽光パネルを置けるだけ置き、景色を変えていきたい」と意気込んでいるとのことでした。

さて、当町は南北に走る千曲川を挟んで東西に広がる山に囲まれた自然豊かな町であります。そして工業と農業の町であります。自然の力を活かしたエネルギーの必要性が高まる中、日照のいい当町でも太陽光発電施設が多く設置をされてきております。

先日友人から電話があり、突然測量の方が見えて隣の土地を測量し始めた。何かと思って聞いてみたら、太陽光発電施設を造るため測量を頼まれたとの話で、友人は何も聞いていなかったのだからこれはまずいと思い、連絡をくれたのでした。

そこで、太陽光発電施設設置についてお聞きいたします。

1として、事業者が設置するに当たっての手續の手順と町の対応について。また、届出には事業届と開発行為届がありますが、その違いについてもお聞きいたします。

2点目として、過去5年間の届出の状況はどうでしょうか。その点と今まで太陽光発電施設設置に対する近隣とのトラブルや苦情などの状況についてもお聞きいたします。

3点目として、当町における民間を除いた設置件数とその容量について、直近のデータが分かればお示しください。また、設置区域の規制についてはどのようになっているのでしょうか、その点についてもお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

**町長（山村君）** ただいま吉川議員さんから1番目の質問としまして、太陽光発電施設の設置についてということでご質問をいただきました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、詳細に関しまして、担当課長から答弁をさせます。

まず、平成20年7月に閣議決定された低炭素社会づくり行動計画では、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にする目標を立てました。導入量の大幅拡大を進めるとされ、全国的に太陽光発電設備の設置が進みました。

当町におきましては、平成23年3月に発生しました東日本大震災における原子力発電所の事故をきっかけとしまして、様々な分野において、安定的な電力供給を維持し、地域全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用など複合的に組み合わせた仕組みづくりを目指して、スマートタウン構想事業に取り組んでまいりました。

その中では、町民の暮らしにおける省エネルギー行動などによるライフスタイルの変革に向け

た意識啓発とともに、再生可能エネルギーの推進を行い、住宅用の太陽光発電設備などの導入に対する支援も実施してまいりました。

また、昨年10月には、菅内閣総理大臣が所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言して、今後においても再生可能エネルギーの推進が重要であることが再確認され、今後も新たな太陽光発電設備の設置が進むものと考えるところであります。

一方、事業としまして、大規模に太陽光発電設備を設置する場合には、町環境保全条例のほか景観法や農地法、文化財保護法、都市計画法などの開発行為に係る法令を遵守し、近隣住民に配慮するなど、秩序ある設置、運営が必要となってまいります。

設置の際には、町生活環境保全条例に基づきまして町への届出をしていただくほか、関係法令や資源エネルギー庁が策定しているガイドライン等を遵守の上、事業計画を進めていただくことが円滑な事業の実施のため大変重要であります。

当町におきましては、工作物である太陽光発電設備を地上に独立して設置する場合、設置面積が500平方メートルを超える場合や設置する土地の面積が1千平方メートルを越える場合には、町生活環境保全条例施行規則により、開発行為の届出をいただいております。

そのほか、開発行為の届出に該当しない場合であっても、太陽光発電設備の設置や電波塔など公害を発生するおそれのある事業につきましては、町生活環境保全条例に規定する事業届の提出を受け、指導や助言を行い、事業を進めていただいております。

次に、発電容量10キロワット以上の太陽光発電設備の設置件数とその容量についてですが、資源エネルギー庁によると、当町の固定価格買取制度を利用した設備の件数及び発電容量は、令和2年12月末時点で263件、発電容量は8,259キロワットであり、件数、発電容量とも年々増加となっております。

二酸化炭素排出を抑制し、ゼロカーボンを実現するために再生可能エネルギーの推進は必要ですが、太陽光発電事業が持続的・安定的に実施されるためには、近隣住民のご理解を得ることや環境保全や防災、景観等への配慮が重要であります。

町といたしましても、引き続き開発行為の届出や事業届により、開発行為の内容をお聞きする中で助言や指導をさせていただき、太陽光発電事業のさらなる普及と適切な実施に努めてまいりたいと考えているところであります。

**住民環境課長（竹内君）** 1の太陽光発電施設の設置についての、この設置手続のご質問に順次お答えいたします。

まず、事業者の太陽光発電施設設置への手順と町の対応、事業届と開発行為届の違いですが、先ほど町長からお答えしましたように、工作物である太陽光発電設備を地上に独立して設置する場合は、設置面積が500平方メートルを超える場合や設置する土地の面積が1千平方

メートルを越える場合、開発行為の届出が必要となってまいります。

開発行為の届出の際には、図面等の書類のほか、地元区長、隣接地権者等の同意書が必要であり、設置周辺地域において十分な説明をした上で事業に着手するよう指導をしております。

開発行為の届出が提出された際は、関係する庁内関係各課に意見聴取を行い、景観法、農地法、文化財保護法、都市計画法など、環境保全以外の面からも指導等が必要な場合は、担当課において対応し、その後、開発行為届受理通知書を行為者へ交付します。

行為者は、開発行為届受理通知書を受けた後で事業に着手し、事業が完了した際には、開発行為完成届の提出が必要となります。

続きまして、事業届であります。開発行為に該当しない場合でも、太陽光発電設備の場合は、坂城町生活環境保全条例第70条に規定する事業届の提出を求めています。この事業届に該当する場合につきましても、後々のトラブル防止のため、必ず地元区長、隣接地権者等に事業の説明をし、理解を得てから着手するよう指導をしております。

事業届の場合は開発行為の届出と違い、地元区長さんや隣接地権者等の同意書が必須ではありませんが、付近住民等とのトラブルを未然に防ぐため、町の指導・指示に従い、誠意をもって公害防止に努める旨を誓約した公害防止に関する確約書の提出が必要となります。

町はこれら必要な添付書類を確認した上で必要に応じて指導を行った後、事業届を受理しております。

続きまして、町に提出された太陽光発電設備に関する過去5年間の件数は、開発行為届によるものにつきまして、平成28年度が3件、平成29年度が4件、平成30年度が1件、令和元年度が2件、令和2年度が1件であります。

また、事業届によるものにつきましては、平成28年度が0件、平成29年度が2件、平成30年度が3件、令和元年度が1件、令和2年度が0件という状況であります。

続きまして、太陽光発電施設の設置から現在までの隣接とのトラブル等の状況と内容でございますが、設置する前のものにつきましては、ご質問にありましたように、近隣の方からご相談をお受けした事例がございますが、既に設置されたものに関しましては、過去5年間を遡ってみましても、町に対してトラブルの相談や苦情等は寄せられていない状況でございます。

続きまして、設置区域についての規制でございますが、都市計画法による「風致地区」のほか、森林法による「保安林」、文化財保護法による「史跡名勝天然記念物の指定地域及び周知の埋蔵文化財包蔵地」、また、地すべり等防止法による「地すべり防止区域」、砂防法による「砂防指定地」等においては、法令等の規定に基づき開発行為が制限され、開発行為を行う場合、風致地区においては町、以外は県の許可が必要となっております。

11番（吉川さん） ただいま町長及び担当課長より、当町の状況や事業者の手続きについて詳しくお話をいただきました。

トラブルについては、設置後はなしと、設置前の件数としてあったというお話でございました。今もお話を聞いておまして、一つ問題は、500平米以上、または1千平米以上のものについては開発行為届出書ということで、この中できちんと役場の庁内各課を回して、そして受理通知を必ず許可証を許可制ということで出しております。そして地元区長や地権者の同意書も求めているということで、この事業届との違いということが大きく分かりました。

その中で今回感じたのは、今回はたまたまだったかもしれませんが、中にはもしかしたら泣き寝入りをしていた方もいたんじゃないかなということを感じます。それは事業届のこういう小さい届出については、行って帰っての確認ができていないということだと思うんですね。今まで大きなトラブルはなかったということですが、事業届については許可制でないという部分が大きく違うと思います。

そこで当町でも条例については平成31年4月末の時点で、県で調べた中では1千平米以上ということで、今の開発行為についてはきちんと定められておりますが、それ以下の事業届のみで設置をしていく場合についての条例というものがございません。今のお話ですと指導、そしてまた助言をする、そういう形の中で許可をしているという暗黙の取り組みだと思えます。

そういうことで、今後について先ほども町長からも、さらにこの太陽光発電施設の開発が進んでいくという中で、もう少しその規制といいますか、条例、そういうものを厚くしてつくっていただきたいというのが私の要望ですが、それについてお考えをお聞きしたいと思います。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えいたします。

太陽光発電事業者は、開発行為の届出に該当しない場合でも、太陽光発電設備を設置する場合は事業届の提出が必要であり、町では後々のトラブルにならないよう、必ず事業着手前に隣接地権者及び地元区長さんへ説明をし、理解を得た上で着手するよう、開発行為の届出と同様、助言・指導を行っております。

また、近年、太陽光発電設備の設置が増加していることに対応するため、環境省においては令和2年3月に太陽光発電の環境配慮ガイドラインを定めております。

このガイドラインは、規模の小さな太陽光発電設備の設置の場合にも、立地検討、設計段階において環境面での課題に気づくことを支援し、発電事業者等における自主的な環境配慮の取り組みを促すものとなっており、企画立案段階で必ず市町村に必要な対応の確認や相談をするよう定めております。

太陽光発電事業者にとっても、確認や相談をせずに着手した結果として事業が行き詰まる事態は避ける必要があることから、このようなガイドラインにのっとり、町に相談の上で事業を進めていただいているものと認識しております。

これまで設置されている家庭用を含めた太陽光発電設備については、設置までの過程、設置後につきましても、町に苦情等は寄せられていない状況でありますことから、適正な運用が図られ

ていると認識しているところであり、現在のところ、太陽光発電施設に特化した要綱、もしくは条例の制定について、早急な対応は考えていないところでございます。

町といたしましては、環境省等のガイドラインも活用する中で、今後も継続的・安定的に地域での円滑な稼働と適正な設置が図られるよう、事業者等への助言や指導に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**11番（吉川さん）** 今のお話で、今後、条例というものは考えていないというお話でありました。もちろん国で示されたものを事業者はきちんと守ってやっていただいているとは思いますが、そうであれば、このような今回みたいなトラブルがなかったと思います。

安曇野市では、200平米を超えるものについて、条例上特定開発事業として市議会に諮って市長が認定する、市でありますからそういう部分も結構きちんとしているのかと思いますが、また、箕輪町、南箕輪村では、10キロワット以上の設備を造る場合については必ず住民説明会を設けると、このような規定もつくられております。

私は今回のトラブルをお聞きして、今町では風致地区以外にも文化財、また砂防など、あらゆるところが設置できないというふうになっておりますので、今後それ以外のところに、民家のところとかそういうところにも設置をしていく事態はどんどん増えてくると思います。

そういう意味で、今後の中でぜひ区長や近隣に必ず了解を得るようという、言葉でのお約束ですけれども、そこら辺をもうちょっと規制をかけていただければと思います。かけられないのであれば、書類を出していただいたときに図面を見て、地域が分かりますので、近隣の地権者にきちんと町でも確認をしていただくような形が取られればいいかなと思います。

もう一つですが、太陽光発電施設は設置から20年、30年で終了となってまいります。あるところでは、その後の対策として、設置のときに終了後の機器の撤去や不法投棄への約束事をしっかりと交わす内容も示していると聞いております。国でもきちんと法令では定めておりますが、この辺が今後大きな課題と思いますが、この点については町はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

**住民環境課長（竹内君）** 事業終了後の放置や不法投棄の対策についてであります。事業を終了した発電設備については、撤去までの期間、適切に維持管理するとともに、撤去及び処分は廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行う必要があります。

また、発電設備を撤去及び処分する場合は、環境省の太陽光発電設備のリサイクル等に向けたガイドラインに沿い、適正に処理することが求められております。

廃棄等の費用は、撤去業者、解体業者、建設業者、産業廃棄物の処理業者等の見積りに基づいた上で、事業運営を行うことが重要と考えております。また、不法投棄は犯罪ですので、廃棄物費用の不足を理由に不法投棄するようなことは絶対に許されることではございません。

資源エネルギー庁が策定した太陽光発電事業の事業計画ガイドラインでは、事業終了後に必要な廃棄等費用が確保できないことで発電設備が放置されることを危惧し、計画的な廃棄費用の確保をするよう示しております。

太陽光発電事業を行う場合には、事業者が事業終了後までを見据えた長期的かつ安定的な計画、運用を行うことが不可欠であり、町としましては、事業終了後の放置や不法投棄のないよう十分指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

11番（吉川さん） 今お聞きしまして、十分指導をしていくというお話でございました。

先ほどの事業届については何らかの形を取って、今後ますます増えていくと思いますので、対策を取っていただきたいと思います。

読売新聞が各地に取材をした結果、兵庫、和歌山、岡山の3県と全国135市町村で太陽光発電施設の設置を規制する条例が制定されておりました。そのうち、施設の設置時に首長の同意・許可を必要とするのは76自治体、そして原状回復や撤去・廃棄費用の積立てを義務づけているのが54自治体、設置の禁止区域を指定している自治体は37自治体でありました。

当町は風致地区を除くと、かなり狭い地域での設置と今後なってまいります。荒れた耕作放棄地をそのままにしておくよりは十分意味があると思いますが、今後、1,000m<sup>2</sup>未満の設置の対応について、国の動向を見る中で、何らかの手だてについて検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

2点目として、利便性を実感できる行政サービスについて、イ、マイナンバーカードについて。

平成28年から本格的に開始をしたマイナンバーカードの交付事業が6年目を迎えております。今年3月、我が家にも未作成であった母のもとに申請の書類が届きました。101歳ですが、写真を撮り、申請をいたしました。

このように国では国民全員に一日も早くカードを作成し、行政手続の効率化、円滑化を図るよう導入を進めております。マイナンバーカードの取得は任意ですが、税金の電子申請ができた、この3月からは健康保険証として試験運用も始まっております。

そこで総務省の報告であります、令和2年1月1日時点の総人口1億2,713万8,033人に対して、今年の5月1日時点では3,812万9,334枚ということで、30.0%まで交付が進んでまいりました。

そこで当町の交付状況について伺います。

1点目として、このマイナンバーカードの交付状況は、令和元年度から現在までどのようなになっているでしょうか。

2点目として、当町においても担当課の皆様には休日も返上して交付事務に当たっていただいていたとお聞きしています。心から感謝申し上げます。そこで、その状況についてもお聞きいた



します。

口として、各種証明書のコンビニ交付導入について。

これは住民票の写しや印鑑登録証明書など、各種証明書が身近なコンビニエンスストアのキオスク端末で取得できるサービスです。開始から10年以上もたつそうです。現在まで参加の市区町村は742団体以上で、対象人口は1億人を突破したと聞いています。

県内では長野市をはじめとする17市、そして御代田町などの13町、また南牧村をはじめとする9村が既に導入をしております。平成29年には多くの自治体が導入を決めました。

当町では実施計画の中で、令和4年度と示されておりましたが、このサービスの導入へのお考えと導入に向けた検討状況をお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

**住民環境課長（竹内君）** イのマイナンバーカードについてお答えいたします。

初めに、マイナンバーカードの町内の交付状況でございますが、累計で令和元年度末が交付枚数1,530枚で交付率10.29%、令和2年度末が交付枚数3,351枚で交付率23.01%、また、令和3年度に入りまして、4月と5月で804枚を交付しており、5月末時点における交付率は28.52%となっております。

また、1日当たりの交付枚数といたしますと、令和元年度が1日当たり2.7枚、令和2年度が1日当たり6.7枚、また、令和3年度は4月と5月において1日当たり18.7枚を交付しており、令和2年度と比較しまして約3倍に伸びている状況でございます。この要因として、国のマイナポイント事業が大きく影響しているものと考えております。

続いて、町における交付事務の状況でございますが、マイナンバーカードの発行事務は、交付を開始した平成28年1月から住民係4人で対応してまいりましたが、マイナポイントなどによりカードの交付希望者が大幅に増加したことにより、昨年10月から係員4人に加え、会計年度任用職員1名を増員して対応に当たっているところでございます。

また、平日の受け取りができない方のために、カード発行事務開始当初から、毎月第2、第4土曜日の午前9時から午後3時までの休日に交付を行っております。また、平日の受付窓口を午後6時30分まで延長して対応するなど、住民の皆さんが受け取りやすい配慮も行っているところでございます。

続きまして、口の各種証明書のコンビニ交付導入について、現在までの検討状況に関してお答えいたします。

ご承知のとおり、コンビニ交付サービスは、コンビニエンスストアの複合機に個人番号カードをかざして申請すると、全国のコンビニエンスストアで証明書が受け取れるサービスで、特徴は「いつでも」「どこでも」サービスを受けられることができ、自治体サービスとして証明書を交付するサービスが普及しつつある中、住民負担の軽減という点では、自治体窓口の閉庁時間外

でも身近な場所で証明書が取得できます。

また、郵送請求の場合は取得に日数を要したり、添付書類など申請の不備により住民の確認、再案内、手戻りが起こりやすい点を解消したりすることができるなど、住民サービスの利便性及びデジタル化の推進といった観点からも検討していく必要があるものと捉えております。

導入に際しましては、毎年の経常経費のほかにシステム構築の費用など多額の初期費用が必要となっておりまして、この初期費用に関しましては、複数の市町村が同時に導入することにより経費を抑えられますことから、調整を図る中で導入に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**11番（吉川さん）** 今担当課長より答弁をいただきました。

カードの枚数は現在、町では28.52%ということで、国に準ずる取り組みが進んでいると理解いたしました。

そしてまた対応につきましても、昨年10月から1名増員をして当たっていただいたということで、大変感謝の思いでいっぱいです。

さて、今回この内容についてお聞きしたところ、最近では1日平均23.1枚と、2年前の8倍ほどの取得者を受け付けされているということでしたが、この4月でマイナポイント事業の申請が終わり、おのずと希望者が減っております。5月の窓口申請については18件とお聞きいたしました。そこで、このまま申請が途絶えてしまわないよう、マイナンバーカード取得促進をさらに加速をさせていく必要があります。

それには利用のメリットなどを明確にして住民に広報をする取り組みと、さらには申請手続がネットできない皆様への支援が必要かと思えます。この点については、当局はどのようにお考えでしょうか。

その点と、また今年度、令和3年度として交付の目標は設定してこられたでしょうか。

以上2点についてお聞きいたします。

**住民環境課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。

インターネットによる申請ができない方への支援についてでございますが、住民環境課では専用のタブレット端末を用意しており、直接窓口へお越しいただければ、住所や氏名など必要な内容をお聞きして、職員が直接入力をして申請手続をサポートしております。もちろん申請に必要な証明写真も窓口でお撮りできますので、お越しになる際は、本人確認のできる証明書をご持参いただければ簡単に手続ができます。インターネットが不得意な皆様には、ぜひともお気軽にご来庁いただきますようお願いをいたします。

次に、さらなる普及に向けての取り組みについてお答えいたします。

ここ最近のマイナンバーカード普及の伸びは、国のマイナポイント事業が一つの要因と考えているわけですが、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請受付は、今年4月をも

って終了しましたことから、申請者数も減少傾向にあり、今後の普及への影響が懸念されるところでございます。

このような中、カード普及の取り組みとしましては、広報等を通じてマイナンバーカードを利用したサービスのメリットを周知し、窓口におきましても住所変更などの届出や各種証明書の申請のため町民の方が来庁された際には、チラシを配布するなどとお声がけをしたりするなど、普及啓発に向け心掛けてまいります。

また、今年度の交付の目標であります、まずは交付率全国平均30%ということもございまして、町は若干交付率が全国平均よりも低いわけでございますが、この30%を一つの目安として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**11番（吉川さん）** 今のお話ですと、広報にしっかりとメリットなどを周知をして、そして窓口でしっかりサポートしてまいりたいというお話でありました。

現在28.52%で、30%といたしますと約1.5%のプラスということでございます。まず一番はこの申請のしやすさというのがネックだと思います。もちろん窓口でお待ちしていますよというのもいいんですけども、他の自治体での例ですが、夏休みを利用して、期間中、図書館や博物館で申請のブースを設けて行ったところや、また市役所に来るのが大変ということで公民館で行っていただいた、このような例もございます。

今回、当町ではワクチンの接種の予約なんですが、急遽町のご配慮で文化センターで3日間予約受付を行っていただいたことで、住民の皆さんからは大変喜ばれました。職員の皆さんには休日を返上してということで大変だったと思いますが、このマイナンバーカードの申請についても、例えば秋の文化祭などのイベント会場を利用されたり、これは開催するかどうかは問題ですけども、また、公民館などで出張申請受付など、このような形での具体的な申請の加速に向けた支援ができないか、再度お聞きしたいと思います。

そして、ロのコンビニ交付サービスについてですが、いずれ導入されたときにはどのようなサービスを入れていく予定でいるのでしょうか。その点についてもお聞きいたします。

**住民環境課長（竹内君）** ご質問にお答え申し上げます。

マイナンバーカード申請受付の拡大についてであります、公民館や各種催し会場などへ出向いて、申請を受け付ける出張窓口など、現在は新型コロナウイルスの関係で人が集まるのが困難な状況であります、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、コンビニ交付導入後に取得できる発行証明書としましては、住民票、印鑑証明、戸籍、戸籍の附票、税の証明などを対象として検討しているところでございます。

**11番（吉川さん）** 出張申請、これは本当に職員の皆さんには大変に労力をおかけすると思います。でも区とかの中でもしっかりとサポートしながら一緒になってこの申請を加速させる取り組

み、ぜひ今後検討の土台に乗せていただきたいと思います。

マイナンバーカードの窓口申請の状況を聞きましたところ、今年1月から3月までが2桁になったそうです。それはマイナポイントの結果だと思います。

とにかく今後の対策としては、ぜひこのネットで自分で申請できない方々の一日も早いカード作成に向けて検討をお願いしたいと思います。

コンビニ交付サービスでございますが、マイナンバーカード取得普及へのこの一因ともなっております。そして、この導入によりまして、担当課の窓口の事務の軽減もできてまいります。その分を今一番必要としている福祉の分野の職員の充実に向けて、ぜひ配慮していただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

### 3、町立図書館のコロナ対策について。

イ、コロナ対策の状況は。

コロナ禍の中、家にいる時間が増え、おのずと読書の時間を持つ方も増えております。私も孫を預かったときなど、一緒に図書館に行き、あれやこれやと興味のある本を探して、棚の本を何度か入れたり出したりをしました。

さて、多くの住民が利用するこの図書館ですが、去年は休館の対策を取るなど、不特定多数の方が利用される施設として気の抜けない日々を送られたことと推察いたします。職員の皆さんは今までとは違った意味で通常業務以上に気を使い、対策を取っていただいております。

図書館は学生にとっては学習の場でもあり、小さなお子さんを持つ親御さんにとっては、唯一絵本や紙芝居などを通してコミュニケーションづくりの憩いの場所でもあります。

そこで、この図書館のコロナ対策の状況はどうでしょうか。館内の対策についてと書籍への対策についてお聞きをして、1回目の質問を終わります。

**教育文化課長（堀内君）** 3、町立図書館のコロナ対策について、イ、コロナ対策の状況はについてお答えいたします。

町立図書館における新型コロナウイルス感染予防対策といたしましては、昨年4月10日から5月20日までの1か月ほどの間やむを得ず休館とし、開架スペースは閉鎖しておりましたが、カウンターでの返却・貸出は行うなど最低限のサービスの継続をとということで、電話での予約を受け付け、利用者が図書館の本を利用できるよう努めてまいりました。

再開してからの館内での感染防止対策といたしましては、職員のみならず図書館利用者にもマスクの着用、そして図書等資料に触れる前に、館内入口と2階学習室の入り口に設置しております消毒液での手指消毒等の対策にご理解とご協力をいただいているところでございます。

図書館の場合、本や資料を介した感染を防ぐ必要があり、その最も効果的な対策としましては、資料利用前後の手洗い、手指の消毒であると日本図書館協会の示す図書館における新型コロナウ

イルス感染拡大予防ガイドラインに示されております。

また、咳エチケットや他の利用者との距離の確保等にもご協力いただくよう、コロナ禍における図書館利用についての啓発チラシを作成するとともに、その場での声かけ等を行うなど、感染予防に努めているところでございます。

そのほか、閲覧室の利用につきましては30分以内とし、また、学習室もなるべく短時間での利用をお願いするとともに、利用者同士の間隔を空けて利用していただくため、席数も通常より減らした対応を継続しているところであります。通常ですと閲覧室では16席あったものを10席に減らし、また学習室では30席あったものを14席に減らすことで、隣席との距離の確保に努めております。

また、図書館では本の貸出しのほかに図書館講座として2階集会室を活用し、おはなし会、紙芝居、そして英語によるおはなし会等、様々な講座を開催してまいりましたが、昨年3月29日より、学習室の利用中止に合わせてイベントの開催も中止とした経過がございます。

講座につきましては、昨年12月に再開してからもなお定員をこれまでの15組から10組に減らすなど、講師の協力もいただく中で感染予防対策を講じ、開催しているところであります。

続きまして、貸出、返却本への対策についてでございますが、貸出・返却カウンター2カ所にはそれぞれパーテーションを設置し、飛沫による感染防止対策を図るとともに、利用者からの返却本につきましては以前からアルコール除菌クリーナーを使用し、本の表紙と裏表紙をきれいに拭き取っておりますが、さらに消毒も行い、一定程度の時間をおいてから書架に戻すようにしております。

その他、利用者の多くの方が触れるカウンター、机、椅子、そして階段手すりの小まめな消毒にも努め、換気も定期的に行うとともに、昨年度、館内全てのトイレ、手洗い場の水栓を手を触れずに利用できるよう自動水栓に変更しました。

休館時を見ますと、インターネット予約の登録が増加し、久しぶりにご利用された方や、特に子ども連れの方の利用も多く見られ、改めて公共図書館の必要性を痛感したところでございます。

今後につきましても、コロナ禍ではありますが、巣ごもり需要等で図書の貸出し、図書館の新規登録者数などの増加も見込まれますことから、適切な対策を講じ、継続した図書館運営ができるよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** ただいま担当課長より図書館のコロナ対策について詳しく答弁をいただきました。

入り口での消毒、また他の利用者との距離の確保など声かけをしていただき、また、チラシを作っていたというので、しっかりと対策を取っていただいております。

利用についてですが、確認したところ1日の利用人数は令和元年度が55.8人、令和2年度は57人、そして1日の貸出冊数においては、元年度が256.6冊、2年度が270冊と増え

ておりました。たしか昨年は4月、5月、20日間ほど休館でありました。それでも利用率が上がっているということで、これは大いに自粛生活の表れだと思います。

そこで不特定多数の皆さんが触れるこの書籍についてお伺いいたします。

ただいまの答弁では、返却本についてはアルコール除菌クリーナーで表面を拭き取り、消毒して一定の時間を置いてから書架に戻しているというお話でありました。もちろん利用される方は手の消毒を行い、感染防止対策をされ読まれていると承知しておりますが、この消毒について書籍の中までではできない状況であります。ただいまの除菌の仕方ですと、ゆくゆくは本の表紙の劣化にもつながるのではと考えます。

そこで、他の自治体で導入が現在進んでおります書籍を清潔に保つブックシャワーという除菌機がございます。これは紫外線を使って書籍を殺菌消毒してくれる機器でございます。本をセッティングをして、風を中で起こし、紫外線を当てることで9割のウイルス・雑菌を除去できるというものであります。実際に導入した図書館では、希望する方が借りた本を自分で機械にかけて殺菌することができるということで、職員の皆さんの手間も省けてまいります。

書籍も大事な財産であります。ブックシャワーを設置することで、もしかしたら不安を抱えて来られないという方も安心して図書館を利用していただけると考えますが、町立図書館へのこの図書除菌機の導入についてお考えをお聞きいたします。

**教育文化課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

ブックシャワー、図書除菌機の導入についてでございますが、図書除菌機には、本を開いた状態で紫外線を照射、送風し、ページの中まで30秒で除菌を行う高額な機器から、本の表面を紫外線で除菌するのみの機器まで様々なタイプがあり、昨年のコロナ禍を契機に導入された館もあるとお聞きしております。

県内におきましては、現在のところエコール管内の東御市を含む8市町村の公立図書館において除菌機が導入されていることを確認しております。

図書の場合、新型コロナウイルスは表紙だけでなく本のページに付着しますので、除菌機を利用する場合には、ページの中まで紫外線を照射できるタイプのものでないと効果的ではないと言われておりますが、紫外線照射による消毒につきましては、紙の劣化等の悪影響を及ぼす可能性があり、有効性につきましても新型コロナウイルスに対しての実証結果はまだ曖昧で注意が必要との指摘もされているところでございます。

また、日本図書館協会での取りまとめ、「図書館資料の取扱い（新型コロナウイルス感染防止対策）について一人と資料を守るために一」として示されている最も効果的な対策といたしましては、資料利用前後の手洗い・手指消毒の徹底と利用された資料の一定時間の隔離とされているところでございます。

このようなことから、多くの公立図書館ではすぐに高額な除菌機を導入するといった状況には

至っておらず、当館といたしましても利用者の安全を第一に考え、先ほども申し上げましたが、手洗い・手指消毒の徹底を図るため、昨年度、館内全トイレ、洗面台の自動水洗化を実施したところでございます。

図書館協会のガイドライン等にのっとり対策を講じながら、除菌機の紫外線照射による除菌効果についての実証結果等も注視しながら、継続した図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** ただいま課長より、国のガイドラインにのっとり、しっかりと今後もコロナ対策を行っていきますというお話でした。他の自治体では今回の地方創生臨時交付金、これを活用されて導入された自治体が多くございます。

もう一点ですが、これは個人情報のこともありますけれども、一つだけ、今湯さん館、社協などでは来館の際には記名をされて入館をしているという例もございますが、この台帳に名前を書いていくと誰が来たっていうのが分かっちゃいますが、例えばの話、小さなカードにお名前と連絡先だけを記名して箱に入れていただくというような、このようなコロナ対策の一つとして提案したいと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

**教育文化課長（堀内君）** 再質問にお答えいたします。

入館記録簿をお願いしてはということですが、コロナ対策の一方で、図書館につきましては利用者のプライバシーを侵さないという前提がございます。そういったことから現在、町立図書館では入館記録の記入はお願いしてございません。

今後、感染症の拡大防止のためには、先ほども申し上げたような手洗い、手指消毒の徹底と短時間の利用といったことを呼びかけながら、長野地域、そしてエコー管管内、こちらの状況を踏まえまして、引き続き適切な図書館運営に努めてまいりたいと考えております。

**11番（吉川さん）** プライバシーにということもございますので、確かにその点は配慮しなければいけないと思います。

今後も適切なコロナ対策については、しっかりとまたお願いしたいと思います。

まとめに入ります。先日、駅前で定例の挨拶をしておりましたら、自転車に乗った中学生たちが大きな声で挨拶を返してくれました。その元気いっぱいの姿を見て、この子たちの将来のためにも、皆が一つになって知恵を出し合い、様々な困難を乗り越え、希望の持てる社会実現に努力していかなければいけないと痛感をいたしました。

以上で、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** 10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時00分～再開 午前10時10分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、2番 大森茂彦君の質問を許します。

2番（大森君） ただいま議長より発言の許可いただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

新型コロナ感染症は、世界に感染が広がって既に1年半以上経過しておりますが、一向に収束の兆しが見えてきていません。新型コロナに感染していても入院できず、自宅療養という扱いで体調の状況の問合せなどもしてもらえず、悪化して亡くなるという医療崩壊を招くような事態まで起きております。新型コロナ感染症で亡くなった方は1万4千人を超えております。また、新たな変異株対策も、政府の対策では不十分ではないでしょうか。

こうした状況下で、この夏の東京オリンピック・パラリンピック大会開催を強行しようとしております。政府の感染症対策分科会の尾身会長は、「今の状況でやるというのは普通はない」と断言しております。東京五輪・パラリンピック組織委員会は、11日、観客や大会関係者など来訪者が1日最大約34万人となることを公表いたしました。また、ワクチン接種が進められていますが、大会を開催した場合、都内では8月末に新型コロナウイルス新規感染者数が1千人程度となり、開催しない場合に比べて約200人多くなるという試算を明らかにしております。

しかし、菅首相は、「命と健康が守られなければ五輪を実施しないのは当然」と述べながら、判断基準を明らかにしておりません。菅首相は、中止・延期を求める圧倒的多数の世論に向き合おうともしておりません。リスクを科学的根拠に基づいて検討せず、国民の命を危うくしてしまうまで五輪開催を強行することは断じて行うべきではありません。そして、現在医療、飲食店の業者の皆さんが必死に頑張っている。こういうところに専念をして支援を強化していく必要があると考えます。

それでは、具体的に一般質問を行ってまいります。

1といたしまして、町内事業所等の状況はどうか。

イ、町内事業所の経営状況は。

コロナウイルス感染は拡大し、新しい生活様式が取り入れられてきました。オンラインやリモートミーティングなど、町内事業所でのリモートやオンラインへの移行状況についてお尋ねいたします。

次に、各産業、製造業やサービス業、あるいは飲食店等での事業所の経営状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

ロといたしまして、飲食業等への町の支援は。

今議会に補正予算で3つの大きな事業が上程されております。これについて具体的に質問してまいります。

経営安定特別資金の融資件数についてどうなっているか。

次に、これまでの支援策での評価。貸付け後の5年以内は金利負担ゼロというような経営安定特別資金や、あるいはいろんな支援がこの間ありました。この全体を通じて町はどのように評価



されているのでしょうか。

そして、今議会の補正予算に計上されている3つの事業についてお尋ねいたします。

1つは、商工会飲食業等支援事業補助金の内容についてであります。町長の招集挨拶の中で、空気清浄機や衛生管理費や、飛沫対策品などの設置に助成を行うという説明がありました。具体的にこれを質問してまいります。

2といたしまして、坂城のお店応援券事業の内容は。これについても、町長は町内店舗で利用できる応援券、1人2千円分、世帯人数分を世帯主に交付するというふうに説明されました。

次に3つ目に、消費回復応援事業、デジタルスタンプラリー委託ほかということで、これについては従来のスタンプラリーと合わせてQRコードを活用したデジタルスタンプラリーを実施するという説明であります。

以上、1回目の質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま、大森茂彦議員さんから、1番目としまして町内事業所等の状況は、イとロとご質問ありましたけども、私はイの「町内事業所の経営状況について」お答え申し上げまして、ロの「飲食業への支援」については担当課長から答弁をさせます。

まず、新型コロナウイルス感染症の第4波の影響により、一時は長野圏域で感染警戒レベル5、「特別警報Ⅱ」が発出され、町内では4月に6名、5月に5名の新規陽性者が確認されましたが、町民の皆様、企業の皆様にはそれぞれの生活や企業活動の中において、感染予防に向けて様々なご協力をいただいております。

また、6月5日より県内全圏域の感染警戒レベルが4の「特別警報Ⅰ」から3の「警報」に切り替わりましたが、全国的には緊急事態宣言が発出されている地域もあるため、引き続き感染拡大への警戒を続けていただきたく、正しく適切に感染予防対策を講じていただくとともに、感染拡大地域との不要不急の往来はできるだけ控えていただきますようお願い申し上げます。

さて、ご質問の町内事業所でのリモートやオンラインへの移行状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、感染予防と蔓延防止のため、リモートやオンラインによる会議や商談、研修会等が急速に増えている状況であります。

また、昨年開催いたしました「2020さかきオンラインものづくり展」では、WebセミナーやWeb企業説明会などが行われましたが、これらの機会も町内事業所におけるオンライン環境を活用した会議や商談などへの契機となっているものと考えております。

リモートによる社内会議や業務管理、オンラインによる商談や研修など、コロナ禍において移動の制限や人との接触が制限される中、企業活動を続ける上では欠かせないものとなっております。

また、オンラインによる研修やセミナーなどを行う環境やスペースがない企業が、坂城テクノセンターを利用され、オンライン研修等を実施する機会が増えており、そのような状況からも企

業におけるオンライン化が進んでいることを伺い知ることができます。

オンライン・リモートワークは、新型コロナウイルス感染症の対策として、町内でも規模を問わず多くの企業で環境が整えられ、飛躍的に広まってきておりますが、使う場所や距離に捉われることなく、時間も有効的に利用することができることから、今後もさらに加速していくものと考えております。

続きまして、町内各産業の経営状況についてであります。毎月、町及びさかきテクノセンター、テクノハート坂城協同組合、商工会の4団体において、また、町内金融機関とは四半期ごとに町内事業所の景気や経済活動の状況などの情報交換、共有を図っているところであります。

最初に、飲食・サービス業であります。依然として新型コロナウイルスの感染を避けるため利用が控えられている状況であり、年度末、年度始めの謝恩会や歓送迎会、春の各地域における行事など、団体の予約や利用がほとんどない状況が続いており、収益の減少による厳しい状況が続いております。

また、ランチなどの食事については、デリバリーなどによる一定の利用と売上はあるものの、町外からの出張者や観光客などの利用が少なく、依然として厳しい状況であり、飲食店等の利用につながる消費喚起策などの取り組みが必要であると感じております。

また、土木・建築・電気などの建設業は、昨年引き続き好調であります。建築需要の高まりにより木材が手に入りにくく木材価格が高騰する、いわゆるウッドショックが起きており、木造住宅の価格上昇や建設の遅れなどが懸念されている状況で、今後の動向を注視していきたいと考えております。

また、不動産業につきましては、アパートなどの賃貸物件の利用があることから、売上げ等は比較的安定的に推移しているものと考えております。

次に、製造業であります。昨年秋頃から受注、生産などが順調に回復してきた自動車関係では、生産量、売上げ等が増加しているところですが、現在は半導体不足の影響により、生産調整が必要な企業もあると伺っております。

また、建設機械関係は、夏頃に底を打ち、以降生産量、売上げが増加し、下請け、協力企業なども忙しい状況が続いているとのことであります。

工作機械関係では、他業種より遅れたものの、順調に回復をしており、関連企業への発注も徐々に増えているとのことであります。

また、町内の製造業では、ポストコロナを見据え、国のものづくり補助金などを活用した設備投資を進める企業も増えてまいりました。

さらに、招集挨拶でも申し上げましたが、当町で4月に実施いたしました町内の主な製造業20社の1月～3月期の経営状況調査の結果においても、生産量、売上げともに増加が12社、横ばいが4社、減少が3社と、回復の傾向が伺える結果となっております。

コロナ禍において、いまだ先行きが不透明であり、企業活動が制限されている状況は変わりませんが、町内企業に明るい兆しも多く見えてきておりますので、ワクチン接種がさらに進み、新型コロナウイルス感染症が終息していくことを期待するとともに、町内企業の動きが活発化し、事業活動が足踏みしないよう支援に努めてまいりたいと考えております。

**商工農林課長（竹内君）** ロ、飲食業等への町の支援はについてお答えをいたします。

最初に、町制度資金であります「経営安定特別資金新型コロナウイルス対策」は、コロナ禍における当町の企業支援策としていち早く創設したものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある町内中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、貸付限度額を500万円の運転資金とし、貸付利率を低く設定し、さらに利子補給、保証料補給を行うことで利用者の負担ができるだけ少なくなるよう整えたものでございます。

昨年度の融資の状況につきましては、融資件数が180件、融資総額は6億7,790万円でございました。

1回目の緊急事態宣言期間中でありました5月の融資が54件で2億870万円と件数、融資額が一番多く、6月が44件、1億7,650万円で続き、7月以降はピークの3分の1以下で推移した状況でございます。

町融資制度は、件数や融資額からも、コロナ禍において町内企業の経営活動や事業活動に対し重要な役割を果たしたものと考えております。

このほかの支援策では、町内企業等の事業継続と雇用維持のための支援策として、1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少している町内事業所に対して幅広く使える支援金を給付する「小規模事業者等持続化応援支援金」、緊急事態措置等に伴う休業要請等に協力いただいた事業所に協力金を支給する「新型コロナウイルス拡大防止協力金」、テイクアウトなどの新たなサービスを始める事業者を応援する「新サービス創出応援補助金」、第3波の影響で年末年始の売上げが大きく減少した飲食事業者等を支援する「飲食事業者等事業継続緊急支援金」、国の雇用調整助成金を受け取るための委託に係る経費を補助する「雇用調整助成金等申請支援補助金」を創設いたしました。

これらの支援策につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大による売上げや利用者の減少など深刻な状況下において、この難局を乗り越えて事業を継続する方策を取る事業所を応援するため創設したもので、多くの町内事業所の皆様にご利用いただき、事業継続と雇用維持、経営安定につながる取り組みとなったものと感じております。

また、地域経済の活性化と経営の回復に向け実施した消費喚起事業として、町商工会などと連携して取り組んだ「飲食系応援クラウドファンディング」や「スタンプラリー消費回復応援事業」、また「地域応援活性化事業チア・アップ!さかき2020!」においても多くの方にご参

加、ご利用をいただき、町内飲食業や小売業などの利用促進と売上げの向上につながったものと考えております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大変強く受けた1年でありましたが、様々な支援策を講じ、利用いただくとともに、町内事業所の皆様の創意工夫と頑張りにより、事業の継続につながったものと考えております。

次に、今年度の新型コロナウイルス対策事業についてお答えをいたします。

最初に、6月の補正予算に計上をさせていただきました商工会飲食業等支援事業補助金は、この3月に商工会の主催により実施され、大変好評でありました「ドライブスルー坂城井井」の今年度開催に係る商工会への補助でございます。このイベントは、町内飲食店の自慢の井をドライブスルー形式で販売するもので、飲食店の応援イベントとして商工会の主催により実施を計画しております。

また、この事業につきましては、県の特別警報Ⅱ発出市町村事業者支援交付金を活用して事業を進めてまいります。

次に、「さかきのお店応援券事業」でございますが、落ち込んでいる景気の回復を促し、消費の促進と家計への支援を図るため、町内の商業・サービス業による取扱店を公募し、登録をいただいた店舗等において利用可能な応援券1人2千円分を世帯人数分、世帯主に交付するものでございます。

次に、「消費回復応援事業」でございますが、スタンプラリーによる商業店舗等の利用促進と誘客を図るため、昨年実施いたしました店舗で買い物をすると台紙にスタンプを押してもらったスタンプラリーに加えて、デジタル化の促進を図る取り組みとして、店舗にQRコードを配置し、スマートフォンで読み取り、スタンプをためるデジタルスタンプラリーも併せて実施したいと考えております。こちら、取扱店を公募して登録をいただいた店舗での利用を予定しております。

さらに、感染予防対策を進め、コロナ禍にあっても町内飲食店等を安心して利用いただくために、空気清浄機や除菌機など新たに設置する感染予防対策製品の整備に係る経費の一部を補助する「飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助事業」の実施を予定しております。今回の新型コロナウイルス対策事業を組み合わせいただくと、感染予防対策をした安心なお店で、応援券を利用した買い物や飲食などのほか、スタンプラリーも楽しんでいただくことができます。

これらの事業の相乗効果により、店舗等の利用と消費喚起の増進が図られ、地域経済の活性化につながるものと考えておりますので、大勢の皆さんにご利用をいただきたいと考えております。

**2番（大森君）** ただいま、町長と担当課長よりご答弁をいただきました。

町内の事業所全体的には、特に大手20社のところでは、アンケートの調査の中では回復傾向にあるという点ではあるんですが、中小そして飲食店等については、本当に大変なご苦勞をされているんじゃないかなということがあります。

これで、これまでいろんな施策をやられて、本当に坂城独自の施策、他町村がまねできないものもやられた。特に、経営安定特別資金などについてはよそと比べても2年も長く金利等の保証もされるというようなことで、非常に他自治体と比べても先進的な役割を果たしているということで評価をするところであります。

この間のことで、こういう施策をしながら、それでも団体客の利用等が非常に制限されるということで、この飲食店等の廃業というのは、これはなかなか小・零細の個人経営の飲食店等のお店では新聞には載らない、我々もつかみ切れないということがあるんですが、この飲食店等の廃業等については何かつかんでいるというか、情報を得ているんでしょうか。その点、ひとつお尋ねいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。

町内の飲食店におきまして、廃業等あったかというご質問でございましたけれども、現在までのところ、今回のコロナにおいて廃業されたというお話はお聞きしてございません。

**2番（大森君）** なかったということですが、これはやっぱり経営安定特別資金の有利な融資ということで、20年度は180件の利用があって6億7,790万ということと、中規模程度のところでは県の制度も利用されて、これも31件の7億5,100万円ということで、町内では両方の制度を利用されたのは211件ということで、合わせて14億円を超す金額が融資されたということがあります。

そういう点で、有利な条件をつくっていただいたということが1つの廃業に至らなかったということではないかというふうに思います。

時間もだんだん迫ってきていますので、今議会の補正で計上された点について質問していきますが、1つが商工会飲食業等の支援、これ「坂城井井」ということと、あと町長が説明された空気清浄機や衛生管理、飛沫対策などの設置にも助成をするということであるんですが、これは今後、設置するという、それとも過去設置をされた方へも対象となるのか、その対象年月日はいつからなのかという点をお尋ねします。

**商工農林課長（竹内君）** 商店、飲食店等への空気清浄機ですとか飛沫感染防止等の設備を行った場合に補助をします飲食店等新型コロナウイルス感染症防止対策補助事業でございますけれども、こちらについては施行についてはこれから、7月からを予定したいと考えておりますけれども、実際の対象とする部分については、今年度4月からの設置したものは対象としたいというふうに考えております。

これまでも、当然そういう防止対策をされてきたお店等あるかと思いますが、それでは多分まだ足りていない部分もあろうかと思いますが、それ以外のもの、例えば空気清浄機ですとかそういったものの対策が取れていない事業所にはぜひ活用していただきたいというふうに考えております。

**2番（大森君）** 今年度の4月からという対象年月日になるんですが、もうこれ昨年からこういう設備をしろというのが大方の国・県また町、商店等の気持ちだったわけです。ですから、まず飛沫防止等についてはもう、昨年の初めの頃から設備なり用意されているということがあります。また、空気清浄機についても、例えば3月とか2月とかいうこともあるわけです。だから、早くそういう設備をして安心してお客さんを呼び込みたいといって努力をされている方に対してもっと手を差し伸べるべきじゃないか。

だから、前年度の4月からとか、その辺のところまでもう少し手を差し伸べて支援していくということが必要だというふうに思うんですが、その考えはいかがでしょうか。

**商工農林課長（竹内君）** 再質問にお答えをいたします。

当然、昨年度にも整備をされたお店等たくさんあるかと思いますが。ただ、予算の関係におきましては、前年度までさかのぼることがなかなかできない関係もございますので、いろいろと現在も県において、信州の安心のお店というような形で取り組みもされています。その中で、まだ整備をされていないお店等もございましたので、今回このような補助事業を考えているところでございます。

ご質問の昨年度にさかのぼれないかという部分については、そこまではちょっと見れないという状況でございます。

**2番（大森君）** こういう設備を整備するために、設備資金じゃありませんけど運転資金であるんですが、それも含めて融資を申請したんじゃないでしょうか。こういうことを考えれば、やはりコロナという感染が始まってから今までの間についてをもっと手を差し伸べるべきだということを要望しておきたいと思います。

次に、坂城のお店応援事業、1人2千円で世帯人数分を世帯主に交付するというので、どういう方法で配付するのでしょうか。その点についてお尋ねします。

**商工農林課長（竹内君）** 坂城のお店応援券事業の券の配付方法でございますけれども、現在配達記録を使って郵送にて配付をしたいというふうに考えております。

**2番（大森君）** 昨年7月頃でしたか、国民1人に10万円の給付金というのが交付されました。そのときに問題になったのが、世帯主に配付することによって、DVなどで別居中の方についてはどのような対応をされるんですか。これは過去、この点についてあったんだが、もうそれも考えて配付する方法を考えていると思ったんですが、それについてはどうされますか。

**商工農林課長（竹内君）** 定額給付金の際に、そういうような問題があった場合、そういったことについてでございますけれども、今回、配付にあたっては、そういった前回の当町の状況も含めて検討して、全て配達記録ではなく、そういった場合にはそれなりの対応をしてまいりたいというふうに考えております。

**2番（大森君）** それなりのということですから、それなりかどうかちょっと分かりませんが、

あとこれ、事業期限はどういうふうにされるのかという、お尋ねすればいろいろと疑問が出てくるわけです。これについてもお尋ねしたいんですけども、時間がどんどん過ぎていきますが、とりあえずこれについて1点だけ、利用期限についてお尋ねいたします。

**商工農林課長（竹内君）** 坂城のお店応援券事業の実施期間でございますけれども、先ほどご答弁を申し上げたとおり、これから取扱店の公募をこの7月から始めたいということで考えておりまして、実際には10月から1月の間での利用という形で今、計画をしているところでございます。

**2番（大森君）** まだまだ議論をしたいんですが、申し訳ございません、時間がありませんので次に行きます。

3番目の消費回復応援事業のスタンプラリーの件ですが、これ従来のスタンプラリー、紙ベースとスマホでQRコードを読み込むということで、事務処理的に混乱は回避できるのかどうか。

それと、各店舗にQRコードを設定するのかどうか。例えば50社が登録した場合に、50のQRコードを用意するのか。あるいは1つだけのQRコードでポイントをためていくのか。これについてもどのようにされるのか。その2点についてお尋ねいたします。

**商工農林課長（竹内君）** スタンプラリーの関係でございますけれども、基本的には台紙型のスタンプラリーについて、全町民を対象に実施する考えております。

そこに加えまして、スマートフォン等お持ちの方によるスタンプラリー、デジタルスタンプラリーという形になりますが、当然そのスマートフォン等をお持ちの方しか参加できないという形になってしまいます。

こちらについては、通常台紙型スタンプラリーに加えて、そういった形でデジタル化の推進ということの観点の中で、追加といいますか、併せて行うような形で考えております。

そのQRコードにつきましては、登録いただいた各店舗に掲示、要はレジ等においてQRコードを掲示していただくような形で考えております。

**2番（大森君）** まだまだ疑問がありますので、議論を続けたいわけですが、一般質問の通告もしていますので、準備されてきた職員の方々のことも考え、次に回していきたいというふうに思います。

次に、2といたしましてヤングケアラーの対策をということで質問いたします。

家庭で両親や祖父母、きょうだい世話や介護などを行っている子どもは「ヤングケアラー」と呼ばれているということです。厚生労働省と文科省が去年12月から今年の1月にかけて、初めて全国の実態調査を行いました。これは全国の公立の中学校1千校と全日制の高校350校、そして2年生にインターネットでアンケートを行い、合わせて1万3千人からの回答を得た結果であります。

国のプロジェクトチームの会合で調査結果が報告され、世話をしている家族がいるという生徒の割合が、中学生が5.7%、17人に1人、全日制の高校の生徒は4.1%でおよそ24人に

1人ということでした。内容は、食事の準備や洗濯など家事が多く、ほかにもきょうだいを保育園に送迎したり、祖父母の介護や見守りをしたりという多岐にわたっているということでありま  
す。世話にかけている時間は、平日1日の平均で、中学生が4時間、高校生は3.8時間という  
ことで、1日に7時間以上世話に費やしている生徒が1割を超えていたということでもあります。

山本厚生労働副大臣は、「調査結果に衝撃を受けた。子どもらしい生活を送れず、誰にも相談  
できずに1人で耐えていることを想像すると胸が締めつけられる思いだ」ということで、即効性  
のある対策を進めたいというふうに言っております。

そこで、質問に入りますが、町内のヤングケアラーの状況はどのように把握されておられるで  
しょうか。そして、ケアをしている子どもが相談できる体制はできているでしょうか。

次に、子どもの貧困と学力格差についてどう捉えているのか。学力向上事業などの分析結果を  
どのように活用されているのか。子ども達の実態調査の実施を  
してはいかがか。

次に、生活困難を理由に学力の差をつくらないために学習支援はできないか。

以上、ヤングケアラー対策について、1回目の質問といたします。

**教育長（清水君）** 私からは、2の「ヤングケアラー対策を」について、イ「困っている子に支援  
を」の中の「子どもの貧困と学力格差についてどう捉えているか。学力向上事業などの分析結果  
を利用しているか」と、「生活困難を理由に学力の格差をつくらないために学習支援を」につい  
てお答えします。

まず、子どもの貧困と学力格差についてどう捉えているか。学力向上事業などの分析結果を利用  
しているかについてですが、子どもの貧困と学力格差の関係については、全国学力・学習状況  
調査と数年に1回、抽出で行われる保護者へのアンケート調査を分析した大学の研究がございま  
す。

平成29年度に行われた調査の分析では、次のようなことがまとめられております。

1つ目として、家庭所得、父親学歴、母親学歴の3つの変数を合成した指数である家庭の社会  
経済的背景——SESと言いますが、このSESが高い児童生徒のほうが各教科の平均正答率が  
高い傾向にある。しかし、SESが低い層においても、高い学力層の児童生徒が存在する。

2つ目として、家庭における読書活動、生活習慣に関する働きかけ、親子間のコミュニケーション、  
親子で行う文化的活動は、いずれも学力にプラスの影響力を持つ。

3つ目として、保護者の適切な働きかけは、SESの高い、低いにかかわらず子どもの物事を  
最後までやり遂げる姿勢や異なる考えを持つ他者とコミュニケーションする能力などを示す非認  
知スキルを高める傾向があるなどと分析されております。

さらに、不利な家庭環境を克服している児童生徒の保護者の特徴としては、規則的な生活習慣  
を整える、文字に親しむよう促す姿勢が見られる、知的な好奇心を高めるような働きかけを行っ  
ている、行事やPTA活動に参加するなど学校に親和的な姿勢が見られるといったことが挙げら



れております。

また、不利な家庭環境を克服している児童生徒自身の特徴といたしましては、非認知スキルが高い傾向がある、授業の復習を重視する傾向が強く、学校で習う内容の着実な定着を図る傾向があると分析されております。

不利な家庭環境を克服している児童生徒の取り組み方や保護者の働きかけなどは、学校での支援にも大いに参考になるところでありますので、今後生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、「生活困難を理由に学力の格差をつくらないために学習支援を」についてお答えします。

小中学校では、子ども1人1人の生活状況を細かく観察しながら、丁寧な支援に努め、個々の学力向上を目指しております。GIGAスクール構想において配置された1人1台端末も、そのための教育機器であります。この端末の利用により、学校現場におきましては、個々の子どもの状況を客観的、継続的に把握し、指導に生かすことができることを実感しており、今後も学力の格差をつくらないためにも有効に活用してまいりたいと考えております。

また、数年前から坂城中学校におきましては、定期的に水曜日の放課後、学校に自主的に残り、各自のつまずきや課題について、地域の企業の講師や町の教員のOBから個別に教えていただくという放課後学習を実施しております。

放課後学習では、自分のペースで学習し、気兼ねなく分からないことを聞くことができるといった点から好評で、今後も継続する予定でございます。

さらに、各小中学校におきまして、県の少人数教育推進事業を活用したり、町の支援員の協力をいただきながら、少人数学習を推し進め、子ども1人1人に応じたきめ細かな支援を今後も継続してまいりたいと考えております。

**教育文化課長（堀内君）** 2、「ヤングケアラー対策を」のご質問にお答えいたします。

ヤングケアラーにつきまして、厚生労働省では、「法律上の定義はないが、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」としています。

このヤングケアラーが生まれてしまう背景として、三世同居率の低下と核家族化の進行により、家族内に介護等を担う人手が足りないことなどが挙げられております。

このことから、以前に比べて家族の形は縮小傾向にあり、家庭内に家族のケアを担うことのできる大人がおらず、必然的に子どもが引き受けるなど、その実態は家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくく、実態がつかみにくいとされております。

これらの家庭内の家族ケアに関しましては、必要な介護や障害に関するサービスを利用することもできますが、介護者が子どもであるため、どこに相談していいかわからなかったり、保険などの制度を理解し切れず、適切なサービスにつながらないケースも想定されます。

このようなヤングケアラーの実態に把握につきましては、学校において子どもが発信する小さ

なSOSに気づくこと、日々の生活の中で子どもの変化を見逃さないことなどが重要であり、ヤングケアラーに限らず、子どもが抱える様々な問題を早期に発見できるよう努めているところがあります。

また、子どもの置かれている状況の把握につきましては、町で配置する教育・心理カウンセラーによる面談において、子どもの困り事や気持ちの変化を聞き取ることで生活実態を把握したり、教育コーディネーターによる教育相談などから、気になる子どもについての状況を把握するほか、担任教員との意見交換により早期発見へとつないでいるところでございます。

また、子育て支援センターにおきましても、相談者の気持ちに寄り添い、相談内容から子どもの置かれている状況や家庭環境の把握に努めているところであります。

次に、相談体制についてでございますが、児童生徒と距離の近い担任教員や養護教諭が、日常的に本人からの悩みや相談を聞いているところではありますが、仮に教員に話にくい場合などにおいては、教育・心理カウンセラーやスクールカウンセラーにより面談を実施し、心のケアを行っているところであります。

これまでも、学校や子育て支援センターにおいて相談を行ってまいりましたが、相談内容から子どもの実態や状況把握につながる事が多く、今後、ヤングケアラーといった視点も改めて意識する中で、関係機関との情報共有及び連携に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年度、厚生労働省の委託事業として、抽出による中学校及び各種高等学校並びにそこに在籍する2年生の生徒などを対象にヤングケアラーに関するアンケートを実施され、本年3月、ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書が取りまとめられました。

国では、この実態調査を踏まえ、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省と文部科学省が連携し、本年3月17日、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げました。今後取り組むべき施策として、ヤングケアラーの早期発見、把握について、学校での把握、医療機関や福祉事業者の関わりがある場合の把握、児童委員など民間の目での把握、地方自治体での把握といった取り組みを挙げています。

このような国で行った調査・報告、そしてそれに伴う施策の方針に関連して、町でも子ども達に実態調査を実施してはどうかというご質問ではありますが、調査研究報告書からも、子ども自身がヤングケアラーについて正しく認識していないことや、周りの家族も問題としていないといったことから、まずは学校等を通じて、児童生徒及びその保護者に対して、普及啓発から進めてまいりたいと考えております。

これらヤングケアラーの概念を、子どもをはじめ保護者や学校教員など、関係者が正しい理解を深めることができるよう啓発し、関係者との連携を密にするとともに、子どもが話しやすい状況、安心して相談できる環境づくりに心がけ、国や県の動向を注視しながら対応してまいりたい

と考えております。

**2番（大森君）** 調査の点についてですけれども、子どもに調査してもその理解度という点で難しいのではないかとということですが、藤沢市と南魚沼市では、両方とも2016年と2015年に教員を対象に実施して、それで教員からのいろんな状況を把握するというので、そういう取り組みをすることによって担任あるいは先生方がいち早くヤングケアラーという点について、その意識の中で子どもの生活態度を見ていくという中で行ってきて、非常に職員室の中でも交流がある。「あの子は今、こうだね」ということが、学年あるいはクラス関係なく、教員の中で共有されていくというようなことがあるというふうに報告されております。

特に、今問題なのが、家族の状況で、親のがんなどで病気あるいは三障害の中でも精神疾患が多く見られるというのが藤沢市のアンケート調査でした。こういう点から見ても、やはりもう少し学校が子どもの生活態度等を見て、先生方へこういうアンケート調査をぜひお願いしたいというふうに思います。

時間がありませんので、ちょっと2回目というか答弁、申し訳ございませんが次の質問に行きたいと思っております。今のことをまた要望しておきたいと思っております。

次に、3といたしまして、地域防災計画の見直しについてであります。

地域防災計画を見直すということは、特に19号台風以降、こういう話が出てきておりました。主な見直し点は、一体どんなものがあるのかという点についてお尋ねします。

それから、これまでの防災計画の評価、これは町民の防災意識の向上への取り組み、これらについて、ご自身で、町側としてはどう評価されているのか。

口といたしまして、自主防災会についてですが、各地区の自主防災会の活動に温度差があるというふうに思います。取り組みの弱い組織への支援はどのようにされていくのかということについてお尋ねしたいと思います。

また、各自主防災会で要支援者の名簿作成の状況、もし分かればご答弁願いたいと思っております。

以上で、1回目の質問といたします。

**住民環境課長（竹内君）** 初めに、イの主な見直しについてお答えします。

町地域防災計画につきましては、平成30年7月豪雨災害や、一昨年令和元年東日本台風災害などの大規模な災害が発生したことを踏まえ、関係法令や国の防災基本計画、及び県の地域防災計画が修正されたことから、それらとの整合性を図り、より実効性のある計画とするため改訂を行うものであります。

改訂の主な内容としましては、同報系防災行政無線の整備や、それに伴う有線放送電話の廃止、また掲載している組織・団体名の変更、さらに避難指示への一本化をはじめとした改正災害対策基本法への対応と、それに伴う適正な避難行動の普及に関する修正、そして新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の感染症対策などに関する見直しを行う予定としております。

次に、これまでの防災計画の評価でございますが、実際に避難所を開設しました令和元年東日本台風災害の対応にあたっては、町地域防災計画の風水害対策編に基づき対策を実施し、有効に機能したものと考えておりますが、一方で課題や反省点もございました。

その後、対応にあたった職員から、そうした課題や反省点も踏まえ、意見等を取りまとめ、理事者と各課等の課長による検証会議を開催する中で、検証作業を進めてまいりました。検証項目としましては、自主防災組織との連携強化や地域住民の防災意識の向上への取り組みについてに関しましても取り上げられたところでございます。

このため、町といたしましては、これまで以上に自主防災会との連携強化を図り、地域の共助の高揚につなげるために、職員が自主防災会に出向き、地域の実情に合った防災訓練への助言やハザードマップの見方、防災行政無線の使用方法などについてお話をする機会を設けてまいりました。

昨年は、コロナ禍でもあり、全地区に伺うことができませんでしたが、日にちを分けて全区長さんにお集りいただく中でお話をさせていただいたところであります。

今年も、昨年同様の形で区長さんにお集りいただき、お話をする場を設けていく予定でございますが、コロナが終息した折には各地区に出向き、住民の皆さんにお話をする中で、さらなる防災意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、口の自主防災会についてお答えいたします。

自主防災会は、災害対策基本法に基づいて、自身、風水害、火事などによる災害が発生した際、地域住民の皆様が的確に行動し、被害を最小限に抑えるため、日頃から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行い、また実際に災害が発生した際には初期消火活動、被災者の救出、救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っております。

また、自主防災組織は、地域住民の皆様による自発的な防災組織であり、町では全27の全自治区に設置されております。

各自主防災会が、独自に消火栓、防火水槽などの配置や所有する資機材等を掲載した防災マップの作成、災害発生時、避難にあたって支援が必要な方を区が独自にリストアップし、いざというときに駆けつける担当者を事前に決めておく支え合いマップの作成、また避難所表示看板や避難誘導看板の設置、防災資機材の整備など、様々な活動が行われていると承知しております。

このように、各自主防災会では、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神に基づき、地域住民の皆様が自主的に防災・減災に関する取り組みを、各地区の実情に合わせて創意工夫していただきながら取り組んでいただいております。

また、令和元年東日本台風を受けて、昨年の町総合防災訓練では、水害時における対応として自主防災会も主体的に避難誘導や避難所の開設を行っていただく訓練や、同報系防災行政無線の

地区放送などを使った情報伝達訓練も行っていたところでもあります。

今後も、こうした訓練を通じて、各自主防災会組織の活動強化につなげてまいりたいと考えております。

町としましては、災害に強い安心・安全の地域づくりのため、自主防災会は必要不可欠と認識しておりますので、消防署、消防団等とも連携を図る中で、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等の実施をはじめ、防災意識の普及啓発など、引き続きできる限りの支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**福祉健康課長（伊達君）** ご質問の中の、各地域での要支援者の名簿の作成状況というお尋ねがございましたので、通告にはございませんでしたけれどもお答えをいたします。

要支援者の名簿につきましては、災害対策基本法に基づき、現在は市町村に作成の義務があるということで、当町におきましても避難行動要支援者名簿として作成をいたしているところでございます。

この名簿につきましては、大変デリケートな個人情報を含むということで、個人情報の取扱いに係る協定を締結していただいた自主防災組織、関係団体等に提供しているという状況でございます。本日現在で10の自主防災会に提供しているという状況でございます。

**2番（大森君）** それぞれ答弁いただきました。通告にないところを無理にお願いしたということで、ありがとうございました。

この自主防災会について、やはり温度差があるように感じるんです。この支え合いマップの作成についても以前から言われておりますけれども、なかなかこの作成がうまく進んでいかないということもありますので、やはりこの辺についても住民環境というところでぜひ進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時10分～再開 午前11時20分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に、4番 柗津明子さんの質問を許します。

**4番（柗津さん）** ただいま議長より発言の許可いただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、子供のがん教育について。

現代社会の中で、がんは珍しい病気ではありません。日本人の場合、生涯で2人に1人ががん罹患し、3人に1人ががんで亡くなっています。年間のがんによる死者は2019年の統計で、全国約37万人にもなります。

そんな中、がん対策基本法の下、第3期がん対策推進基本計画に基づいて、学校におけるがん

教育を行うこととなりました。文部科学省が定める学習指導要領の改正により、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施となり、高等学校では令和4年度から必修化されます。

子どもの頃から健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理すること、がんに対する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康に関する国民の基礎的教養として身につけておくべきものとしてがん教育を推進していくことが必要となりました。

そこで、2点お伺いいたします。

イとして、新学習指導要領を受けて、学校におけるがん教育の基本的な考え方どのようなものでしょうか。

ロとして、これまでの小中学校でがん教育を実施した内容と、今後の予定はどのようになっているのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

**教育長（清水君）** がん教育について、順次お答えいたします。

がん教育につきましては、健康教育の一環として、がんについての正しい理解と、がん患者や家族などがんに向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育と定義されております。

また、新学習指導要領で、がん教育について扱うこととされた背景といたしましては、近年、疾病構造の変化や高齢化社会など、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化しており、健康教育もそれに対応したものを求められていることが挙げられます。

特に、日本人の死亡原因として最も多いがんにつきましては、がんそのものの理解や、がん患者に対する正しい認識を深める教育は十分ではないと指摘されており、学校教育を通じてがんについて学ぶことにより、健康に対する関心を持ち、正しく理解し、適切な態度や行動を取ることができるようにするという狙いから、今回、中学校の新学習指導要領にがん教育が扱われることとなりました。

新学習指導要領に関しましては、平成29年に改訂された中学校の新学習指導要領の保健体育科の目標及び内容における健康の考え方の中で、生活習慣病などの予防として、がん、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病そして歯周病などを適宜取り上げ、「これらの生活習慣病などのリスクを軽減し、予防するためには適切な運動、食事、休養及び睡眠などの調和の取れた健康的な生活を続けることが必要であること等を理解できるようにする」とされているところであります。

また、がんにつきましては、肺がん、大腸がん、胃がんなど様々な種類があり、生活習慣のみならず細菌やウイルスの感染などの原因もあること、がんの回復においては、手術療法、抗がん剤等における化学療法、放射線療法などの治療法があること、また生活習慣病などの予防と回復には、個人の取り組みとともに健康診断やがん検診の普及、正しい情報の発信など社会的な対策

が必要であることを理解できるようにするとされているところであります。

なお、日常生活にスポーツを計画的に取り入れることは、生活習慣病などの予防と回復に有効であること等について取り上げるように配慮すると、いずれも中学校の学習指導要領に明記されております。

続きまして、口、「今まで実施した内容と今後の予定は」についてお答えします。

坂城中学校におきましては、これまで、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の中で、外部講師を招き、喫煙・飲酒によりかかりやすいがんについて触れ、その防止に努めてきているところであります。また、3年次の保健の授業では、3大死因について扱う単元があり、その中で、指導要領で明記された「がんや糖尿病などの生活習慣病などのリスクを軽減し、予防するには、適切な運動、食事、休養及び睡眠などの調和の取れた健康的な生活を続けることが必要であること」等についての理解を促しているところであります。

また、がんは早期発見が重要であること、そのために検診が大切であることを指導するとともに、町において生活習慣病の予防検診やスポーツ活動の推進、健康相談・保健指導や食育といった事業を行っていることも紹介しているところであります。

一方、小学校の学習指導要領におきましても、小学校6学年で、病気の予防として生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、適切な運動や栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身につけることが必要であるといった内容の中に、発展的な学習としてがんも取り上げられており、健康についての系統的な学習が図られているところであります。

今後におきましても、小中学校ともにがんについての正しい知識を身につけ、がんをはじめとする生活習慣病予防のための調和の取れた健康的な生活の重要性について、理解を促す学習に取り組んでまいりたいと考えております。

**4番（柗津さん）** ただいま、教育長よりご答弁いただきました。

今後、自他の健康と命の大切さを、がん教育を通してしっかりと学んでいきたいものです。

1点、再質問をさせていただきます。国のがん対策推進基本計画において、学校におけるがん教育について全国の実施状況を把握した上で、地域の実績に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実を務めることとされています。がんに関する科学的根拠に基づく理解やがん患者に対する正しい認識を深めるためには、医療従事者やがん経験者等の外部講師の活用が大変重要です。

そこで質問いたします。医療従事者やがん経験者等の外部講師の積極的な活用について、町はどのようにお考えでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

**教育長（清水君）** 再質問についてお答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたように、がん教育は健康教育の一環として、がんについての正

しい理解とがん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を深めることを通して、自他の健康と命の大切さについて学び、共に生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を図る教育であります。

従いまして、がん専門医をはじめとする医療従事者やがん経験者の方など学校外の人材を活用し、子どもにがんの正しい知識やがん患者・経験者の声を生で伝えることは大変意義のあることと考えております。

県教育委員会のホームページでは、保健厚生課から、がん教育外部講師リストとして、学校のがん教育にご協力いただける方のリストが掲載されております。

外部講師を活用する場合、科学的根拠に基づくがんの理解をねらいとした学習には、医療従事者による指導が、健康や命の大切さを捉えることをねらいとした学習には、がん患者やがん経験者等による指導が効果的と思われるので、学校での学習の目的やねらいをより明確にして、人選について検討する必要があります。

また、がんの専門家等に外部講師を活用する場合には、専門性は備えていましても、児童生徒に対する教育指導には専門家ではありませんので、難解な言葉や専門用語を避けるなど、児童生徒の発達段階に応じた指導を行えるよう、授業を企画する教員が主体となるように留意しなければなりません。

一方、がん患者、経験者を活用する場合には、児童生徒の家族にがんの経験者がいるとき、話の内容によって家族と重ね合わせ精神的なショックを与えないよう留意しなければなりません。

いずれにいたしましても、外部講師を活用するには、十分な事前の計画・打合せ・準備と事後の指導や評価・まとめの時間を確保し、講師の専門性やこれまでの経験が十分生かされるように工夫すること、学校教育活動全体の中で健康教育の一環として行うこと、児童生徒の発達段階を踏まえた指導を行うことなどを大切に、各学校とも相談しながら検討していきたいと考えております。

#### 4番（祢津さん） 教育長よりご答弁をいただきました。

現在、県のがん教育外部講師に登録し、がん当事者としてがん教育の啓蒙活動をされ、命の大切さを子ども達に伝えている方や、その方とともに、町内にはがん患者が治療をしながら普通の生活を送れるよう支援の輪を広げたいと願い、医療美容師として活躍されている方もいらっしゃいます。

ぜひ、そのような方の協力を得て、学校教育の中で、まず先生方ががん教育に関心を持ち、大人向けモデル授業などを体験し、子ども達に伝えることができればと思います。

坂城町が県内のモデル地区としてがん教育を推進する体制ができることを期待します。

次に、2、今後の防災について。

イとして、大雨、台風のときの避難情報の変更について。



5月20日に災害対策基本法の一部が改正されました。改正のポイントとして2つあります。

1つ目として、これまでの警戒レベル4の避難勧告がなくなり、避難指示に統一されたこと。それにより、警戒レベル4の避難指示で、危険な場所から全員避難することになりました。

2つ目として、前回の改正時には、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務化され、今回の改正では避難行動要支援者の円滑で迅速な避難を図る観点から、市町村に個別避難計画作成が努力義務化されました。

この改正について、町では広報6月号に大変分かりやすく掲載し、町ホームページでも周知していただきました。

今回の一部改正を機に、もう一度防災の対策の確認のため、2点についてお伺いいたします。

1点目として、災害対策基本法の一部改正を受けて、今年の町の防災訓練はどのように行っていくのでしょうか。

2点目として、マイタイムライン作成の徹底を普及促進が必要かと思いますが、どのように進めていくのでしょうか。

次に、口として、女性の視点からの防災について。

令和2年5月に、内閣府男女共同参画局が決定した「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」ができました。このガイドラインは、女性の視点における避難所運営マニュアル等の作成の見直し、地域防災リーダーの育成を進めることで、地域の災害対応力を強固にすることを目的とされています。

そこで、4点お伺いいたします。

1点目として、町全体の防災士の人数と、その中で女性の人数は何人でしょうか。

2点目として、町消防団の人数と、その中で女性の人数は何人でしょうか。

3点目として、町防災会議の委員の人数と、女性委員の人数は何人でしょうか。

4点目として、自主防災組織への女性参画について、町のお考えはどのようなものでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

**町長（山村君）** ただいま、柵津議員さんから、2番目としまして、今後の防災について、イトロとご質問がありました。私からは、全体的なお話と、口の「女性の視点からの防災について」のうちの「自主防災組織への女性参画についての町の考え方」についてお答えし、その他の詳細につきましては担当課長から答弁を申し上げます。

初めに、災害対策基本法の改正についてありますが、災害時に市区町村が発令する避難情報を改善した、改正災害対策基本法が今年5月20日に施行され、運用が始まりました。

内閣府は、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生した、令和元年東日本台風では、避難をしなかったことや避難に遅れたことによる被災、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、また高齢者等の被災が多く、いまだ住民の自らの命は自ら守る意識が十分であるとは言えないことから、特

に避難勧告で避難しない方が多い中で、警戒レベル4の中に避難勧告と避難指示の両方が位置づけられ、分かりにくいとの課題も顕著化したことから、災害対策基本法を改正し、警戒レベル3を「高齢者等避難」に変更して、早めの行動を呼びかけるとともに、警戒レベル4の避難勧告と避難指示を一本化し、より分かりやすくする形で「避難指示」を発令することとされました。

さらに警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し、避難所への避難がかえって危険であると考えられる場合には、直ちに安全確保を促すことができることとされました。

このほかにも、手助けが必要な方に対して、避難ルートや避難先などを事前に決めておく「個別避難計画」について、市区町村での作成が努力義務とされました。

今回の改正災害対策基本法のポイントとなる避難情報の変更を踏まえ、今年度の総合防災訓練につきましては、8月29日に四ツ屋・戌久保地区を除く坂城地区を対象として実施する予定であり、昨年に引き続き、水害を想定した各種訓練、防災行政無線を利用した情報伝達訓練、新型コロナウイルス感染対策に配慮した避難所運営訓練などを実施したいと考えております。

続いて、自主防災組織への女性の参画についてであります。災害対応におきましては、女性にとって必要な物資の不足や、トイレや更衣室など女性への配慮を欠いた避難所運営などの問題が生じないように、女性の声をお聞きすることは大変重要であると考えております。

そのためには、自主防災組織におきましても、女性が主体的に役割を担い、積極的に活動することが望まれているところであり、男性では気づきにくい、よりきめ細やかな対応などについて、女性の視点からご意見をいただくことが必要であると考えているところであります。

町といたしましても、自主防災組織への女性の参画につきましては、さらに啓発を進める中で防災活動の強化につなげてまいりたいと考えているところであります。

**住民環境課長（竹内君）** 初めに、マイタイムライン作成の徹底と普及促進の必要につきましてお答えいたします。

適切な避難行動のためには、町民の皆様が自らの命は自らが守るという意識を持っていただき、自らの判断で避難行動を取るという防災意識の高い社会の構築が必要不可欠であると考えているところでございます。

中でも、ハザードマップの確認やマイタイムラインの作成、避難行動判断フローの確認は、災害が差し迫っていない平時から事前しておくことが、万が一災害が発生したときの適切な避難行動につながる非常に重要な取り組みであると認識しているところでございます。

町では、広報、ホームページに掲載し、また各区長さんを対象とした防災説明会の際や、各地区で開催される防災講習会などにおきましても説明するなど、様々な機会を捉えてその重要性及び必要性を引き続き周知したいと考えているところでございます。

次に、町全体の防災士の人数とその中の女性の数であります。防災士の資格を認定している、認定特定非営利活動法人日本防災士機構によりますと、今年5月末時点の当町の防災士認定登録

者数は65人で、そのうち女性の登録は5名とのことでございます。

続きまして、町消防団員の人数とその中の女性の数であります。消防団員は265名で、そのうち女性団員は16名でございます。

また、町防災会議の委員の人数と女性の委員の数であります。町防災会議は、坂城町防災会議条例に定められており、地方行政機関、警察、消防署、消防団、自主防災組織等をもって組織され、今年度、町防災計画見直しのために開催を予定している防災会議におきましては、委員22名のうち、坂城町婦人消防隊及び坂城町日赤奉仕団から2名の女性委員を委嘱したいと考えております。

**4番（柗津さん）** 町長、担当課長よりご答弁いただきました。

今後、避難行動要支援者の個別支援計画が作成されるかと思いますが、実効性のある計画にするには、行政だけではなく要支援者本人、家族を交えた話合いに、日常的に支援している関係者であるケアマネジャー、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等が必要な情報を共有し、調整することが望ましいです。ぜひ、地域の自主防災組織や入所施設に作成を任せるのではなく、災害における円滑で迅速な避難確保ができる支援計画作成をお願いしたいと思っております。

そして、今後は女性ならではの視点や声が大変重要になるかと思っておりますので、ぜひ積極的に参加できる場をお願いします。

1点、再質問させていただきます。

各区には、2年任期で婦人消防隊があります。地区の中には、ほかに保健指導員、日赤奉仕団などがあります。なり手不足が問題となる中、各区の女性の皆さんのお力添えの下、活動しています。

私個人の考えでは、婦人消防隊と日赤奉仕団を1つにし、各区でより強固な共助のシステムづくりが大切かと思っております。

そこで、質問します。女性防災士、女性消防団員、各区の婦人消防隊との連携について、町のお考えはどのようなものでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

**住民環境課長（竹内君）** 女性防災士、女性消防団員、各区の婦人消防隊員との連携について町のお考えはとの再質問にお答えをいたします。

防災士は、地域の防災リーダーとして、主に地域での防災・減災指導などの活躍が期待されております。

女性消防団員につきましては、通常の消防団活動に加え、女性ならではの視点を生かした防災活動に期待がされております。

また、婦人消防隊につきましては、各家庭での防災活動をはじめ、独り暮らし高齢者世帯への火災予防啓発活動や初期消火活動に加え、災害時に備え、地域のネットワークづくりをお願いしているところでございます。

このように、防災士、女性消防団員、各区の婦人消防隊では、それぞれの役割に違いはございますが、有事の際には自助、公助に加え、地域における共助が不可欠であり、災害発生時、共助の中核となる自主防災会組織におきましては、三者の連携が非常に重要になってくるものと考えているところでございます。

町といたしましては、有事の際、三者の連携と協働体制がスムーズに構築できるよう、自主防災組織の活動への女性の参画について積極的に取り組んでいただけるよう働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

#### 4番（柗津さん） 担当課よりご答弁いただきました。

県でも、令和3年度から第5次長野県男女共同参画計画に、防災・復興の取り組みに女性の参加をより推進し、県防災会議の女性委員の割合も、現在の約20%から今後30%を目指し、取り組むとのことです。町でも、女性参加がより一層進むよう、お力添えを願います。

防災士につきましても、自主防災組織の中に1名以上の防災士が配置できれば、地域と連携を取りながら防災、減災などの啓発活動を行い、防災力を高めてもらえ、同時に町の防災、減災へと結びつき、災害時において最小限度の被害にとどまることに期待が持てます。

そのためにも、防災士の養成は必要不可欠なことと考えています。ぜひ、町独自の防災士登録システムの導入や、防災士資格取得のための補助制度、ふれあい大学の1講座にするなどご検討いただき、災害に強いまちづくりの1つの柱として、共助に力をつけていただきたいと思います。

4月19日、国の決算委員会の中で重機ボランティアの質疑がありました。その質疑の中で、いくつか課題が上がりました。

- 1、災害時に重機オペレーターが不足していて、重機があるのに使えないということ。
- 2、女性がシャベルでボランティアをするには限界があるとのこと。
- 3、オペレーターの資格を取得しても、練習をする場所がないことなど取り上げられていました。

現在、小布施町に一般社団法人日本笑顔プロジェクトという防災・減災・復旧・復興に係る人材育成事業を行い、重機オペレーターの育成に力を入れている団体があります。私も、そちらで小型重機の資格を取り、月に数度、練習に通っています。

5月には、国の災害対策特別委員の方も視察に見え、その方が6月2日、参議院災害特別委員会で質疑をされていました。国も、前向きに検討していきたいとのご答弁でした。ぜひ、今後このような団体が増えていくことを期待しています。

いつ発生するか分からない災害に対し、比較的被害が少なかったからとかではなく、もう一度防災について考えていきたいと思えます。

最後に、選挙の投票率低下が問題になっています。町民の皆さんにお伝えしたいことは、新型コロナウイルスのパンデミックで浮き彫りになったのは、政治判断の重要性だと思います。パン

デミック以前は、多分政治に興味がなかったかもしれません。しかし、緊急事態宣言が発令され、不自由な生活が余儀なくされると、政治判断が自分たちの生活にどれだけ大きな影響を及ぼすか、よく分かったかと思います。

誰がやっても同じ、自分の1票なんてという声もたくさん耳に入ってきますが、まず、政治に興味を持つこと、そして投票という形で意思表示をすることが今できる最善策だと思います。ぜひ、投票に行きましょう。

以上で、私の一般質問は終わります。

**議長（小宮山君）** ここで、食事のため午後1時30分まで休憩といたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

**議長（小宮山君）** 再開いたします。

次に8番 栗田 隆君の質問を許します。

**8番（栗田君）** ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたしたいと思います。

実は、通告といっても2つ通告してあるんですけども、それは、気候非常事態宣言についてという問題と2050ゼロカーボンの宣言、宣言となるかどうかちょっと分からないんですけども、それについてなんですけど、もう一つ、これは全くご答弁の必要はないんですけど、どうしても一言言っておかないとまずいんじゃないかというふうに思いまして、もう一つ、ちょっとだけ、一番さきにその話をちょっとしたいと思うんですけど、私が、数日前、家の机の上にある雑誌、この町から出してある、出している雑誌だと思うんですけども、その表紙を見たときに、保育園、それから幼稚園の児童の、児童というか、園児たちのサッカーをやっているときなんですけどね。その写真を見てちょっと私のほうでびっくりしたんですけど、マスクをしてサッカーとか運動をしていたんですよ。

それで、これも1週間か2週間、もうちょっと前か忘れましたが、ちょっとしたインターネットの中で、大阪の高槻市の小学校5年生が持久走をやった、5分くらいやったんだと思うんですけども、その後、突然、死んでしまったということで、非常にマスクというものが、皆さんも今もやっているし、私もやらざるを得ないからやっているんですけど、かなりこれ、危険なもので、去年の2月18日に東京都の医師会のほうで、マスクの有効性はないという、一応発表があって、その後、なぜか分からないんですけど、静かに消されてしまった。

それから、去年の6月、小児学会のほうで2歳以下の子どもについては、マスクは危険だからやめなさいという報告が出ているんですよ。そういうことがあって、2歳以下なら危険だけどそれ以上だったら危険じゃないかっていうことになるんかと思うんですけども、これからちょっとその件について、これから夏に向かって熱中症で死ぬというようなケースもかなり出てくると思うんですけど、そのときに、やっぱり小児学会なり医師会なりがそういうふうに言っている

ということで、これはやっぱり小学校、中学校はよく考えてもらいたいと思うんですよね。

それで、ちょっとどうしてそんなに危険なのかという話で、その後の気候非常事態とかゼロカーボンとかいう話の中で出てくると思うんで、ちょっとCO<sub>2</sub>、二酸化炭素の問題とそのマスクの問題、ちょっとだけここでしゃべらせてください。

大気の組成というのは、21%が酸素でCO<sub>2</sub>、二酸化炭素は400ppmということになっていますよね。400ppmという数字は皆さんよく聞くとと思うんですけど、何で酸素は21%と言っていて、二酸化炭素だけは400ppmなんていう単位が違うんだって思われるでしょうけど、私は、多分これ数値を上げるためにppmというのは、パーツパーミリオンですから、100万分率で言っているわけですね。

酸素のほうは、パーセンテージですから100分率ですよ。だから、400ppmっていう二酸化炭素、それを皆さんは吸い込んで、それと同時に21%の酸素を吸い込むわけですよ。それで、400ppmというのは、だから数字をでかくするために言っているあれなんでしょうけど、パーセントに直すと0.04%ということになりますよね。

それで、皆さんは、今大体二酸化炭素を4%から5%口から吐き出していると思うんですよ。その0.04を吸い込んで、出す二酸化炭素は、ppmで言えば、皆さんが今出しているppmで言えば、4万ppmの二酸化炭素を出しておられるわけですね。

一番安静にしている1%ですから、1万ppmを出している。激しい運動をすれば、これが9万ppmとかになるわけですよ。ですから、小学生とか園児とかは一生涯懸命運動をして、例えば、6万ppmの二酸化炭素を出して、それが、マスクの中で滞留したとなるとどういうことになるかといと、21%の酸素を吸っているわけですから、それがその酸素が一番使う場所が、皆さんの体の2%に過ぎない脳の大脳新皮質というところが一番使うんで、取り込んだ酸素のうちの4分の1、25%は皆さんの脳で使うわけですね。その脳に21%の酸素を吸い込む、それでどこまで酸素があれば安全かという、18%が下限になるわけですね。まあまあ安全であろうというのが18%ですよ。それから、もう16%になると吐き気から頭痛から、そのときには脳の細胞の破壊というものが進んでくるわけですね。もっと下がって6%になった場合には、酸素6%の空気の中で皆さんが入ったとすれば、一瞬で皆さんは即死という状態になりますよね。

子どものことを考えると、下限が18%ですから、それで自分の口からハッハ、ハッハって一生涯懸命出してる二酸化炭素がそのまま滞留して酸欠状態になる、酸欠状態になるまでは余裕は3%しかないわけですね、人間の場合ね。だから、誰もマラソンをやるときにマスクして走るなんて人は当然いないわけで、ほとんど即死状態になると思うんですけどね。

機能障害、それから血圧は上昇するし、失神とか吐き気、とにかく頭痛ですよ。脳のほうが破壊されるということですからね。その辺を今言った数値、要するに21%の酸素を吸い込んで下限が18%、そこまではまあまあ許せるけどそれ以下になったらもうおかしくなると。

特に子どもの場合、だから、保育園、小学校、中学校ではその辺をよく議論なさって、この夏の、多分熱中症でおかしくなったというふうになるんでしょうけど、もしマスクをしているような場合には非常に危険だと思いますので、小学校、中学校なんかでよくその辺を議論するなり考えて、先生たちが生徒の指導、今はどうも生徒が好きのように、生徒の自己判断でよろしいみたいな、やりたい人はやる、やりたくない人はやらなくて、それで結構みたいなことになっていきますけど、そういう危険なものですから、これは、やはり先生たちが指導して、体育とかのときはもうやらないというように決めるべきだと思います。

それがCO<sub>2</sub>と酸素の関係なわけですけど、これからは、通告のほうは、まず最初、1番は、気候の非常事態ということについてと、それから、その原因と当町の取り組みについてということの中でお聞きしたいんですけども、イとして、3月の議会における町長の答弁に、その非常事態宣言をすると、つもりであるということがありましたんで、ここでお聞きしておきたいと思います。

気候の非常事態とはどのような事態である、どのような事態を指すのかということ、それからこれはいろいろ気候の激甚化のようなものを念頭に置いて言っておられるんだと思うんですけども、台風の強度、あるいは被害なんかを見ると、過去の室戸台風、伊勢湾台風、これはもう一般質問の中で前にも随分、私のほうで取り上げたんで、詳しくは言いませんけども、その台風が起こる頻度、それから強度は、昔の20世紀の前半に比べるとはるかに柔らかい、優しい、それで強度はそれほど強くはない、しかも頻度も統計をきちんと見れば減っていると。

それで、気候は非常事態だというのは、ここに、議場の中におられる方たちは、多分1回だけ非常事態で困ったという事態があったと思うんですよね。それは1993年の米不足なわけですけど、冷害で全く作況指数が10だ20だ、全く米が取れなかったという県も当時ありました。

それで、皆さん、そのときの米不足は1993年ですから覚えておられると思いますけど、非常に苦勞したと。ただし、それは冷害、冷害というのは冷たい害ですよね。その原因もフィリピンのピナトゥボ火山の噴火によって、しかもそれは2年前ですけれども、起こった冷害、冷たい害のほうで、そういう異常事態が起こったということですよ。

それから、ロとして、非常事態であるということが科学的に、あるいは科学的な合理性を持ったものであるというのなら、一体その原因は何だと考えておられるのか。それに対する当町の取り組みはどのようになっているかということ、まず一番最初にお聞きしたいと思います。

**企画政策課長（大井君）** 気候非常事態宣言についてのご質問に順次お答えをいたします。

近年、猛暑や熱中症による搬送、死亡例の増加のほか、数十年に一度と言われる台風、豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしております。西日本を中心に広い範囲で被害が発生した30年7月豪雨や千曲川の堤防が決壊するなどの被害が発生した令和元年東日本台風、平成30年の記録的な猛暑など、これらの異常気象は地球の温暖化の進行に伴い、発生リスクがさら

に高まることが予想されております。

こうした地球温暖化に伴う異常気象の頻発に対し、長野県をはじめとする全国の複数の自治体や衆参両議院においても気候非常事態宣言が行われております。

ご質問のイ、気候の非常事態についてですが、長野県は気候変動は地球上の人間社会の存続を脅かしており、この非常事態を座視すれば、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできないという、強い危機感を抱かざるを得ないとし、気候非常事態の宣言をいたしました。

また、長野県気候危機突破方針では、世界各国に気候変動に関する政策に科学的な知見を与えることを目的とした国連の気候変動に関する政府間パネルの報告を引用しております。この県の危機突破方針では、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、二酸化炭素など温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることなどが示され、このままでは豪雨の頻度の増加、熱帯低気圧の強度の増大、海面水位の上昇、生態系の改変、食料価格の上昇及び食糧不足など、私たちの暮らしに甚大な影響が生じることになるといった状況を非常事態としております。

また、現在の状況を非常事態とする理由といたしましては、個別単発の自然の事情を取り上げるのではなく、温室効果ガスの影響などによる地球温暖化についてこのままでは深刻な状況になるということが、先ほども申し上げました国連の気候変動に関する政治間パネルや国連気候変動枠組条約締約国会議など、国内外の多くの公的機関により報告されており、町といたしましても、現在の状況は気候非常事態であると考えております。

続きまして、ロ、原因と町の取り組みについてのご質問ですが、初めに、非常事態の原因といたしましては、先ほども申し上げました国内外の公的機関により二酸化炭素などの温室効果ガスの増加による地球温暖化が主な原因と考えているところでございます。

次に、まちの取り組みといたしましては、二酸化炭素排出量の削減に取り組むことが必要となり、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなど、あらゆる組織が官民の枠を超えて連携して取り組むことが重要であると考えております。町といたしましては、これまでも行ってまいりました省エネルギーや再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みをはじめ、ごみの減量化、再資源化などの推進、環境教育、植樹や育樹をはじめとする自然環境の保全など、幅広い視点で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

**8番（栗田君）** IPCCの計算で温暖化だというんですが、私が見たIPCCの報告書では、気候がこういういろいろな事態とその温暖化等はあるかどうかはよく分からんみたいな話を、私のほうでは見たんですけども、そのところは、余り問題にしてもしょうがないと思いますので、一ついろいろな論争がある中で、薬師院という方が書かれた本をちょっとだけ引用させていただきます。

その方の地球温暖化論という中で、こういう文章を引用して書かれているんですよ、そのの



ところを読みますけれど、これは小松左京さんという方、この中で皆さんご存じでしょうか。日本沈没というのを書かれた作家の方で、こういう科学問題についても造詣の深い方で、その方が、1974年に書かれた文章です。それをこの方の本から引用させていただくと、こういうふうになっています。

世界的に頻発する異常気象はどうやら気候が新しい体制に移行しつつある兆候であり、その新しい体制とは地球全体の気候が現在よりかなり温暖化することであるらしいことは、科学的にかなり確実に予想できそうである。

先ほどの答弁にありましたように、科学的に疑う余地がないというふうになっているんですね。それで、この本の著者である薬師院さんは、このようにこの文書の後、続けます。

今、読んだのは小松左京さんが1974年に書いたものなんですけども、この本の著者、これに続けてこういうふうに言っています。

何も思わないかもしれない。最近よく言われることのようにも見えるだろう。だが、私はあえてその言いようをしている。文中の温暖化という箇所は、本当は小松左京さんが書いたのは、寒冷化と書いてあったわけです。寒冷化、1974年には地球全体の気候が現在よりかなり寒冷化することであるらしいことは、科学的にかなり確実に予想できそうだと。このように小松さん書いているんですね。

要するに、CO<sub>2</sub>が温暖化の原因だということになっていますけれども、実際には1940年から1970年前半にかけて、ずっと気温が下がっちゃったんですね。このとき、科学者の多くはこの寒冷化は何とかならないか、もう地球は凍ってしまうんじゃないかということで必死になって研究して、ニューヨークタイムズとか向こうの雑誌を見れば皆さんよくお分かりだと思います。その当時の、調べてもらえば分かります。全部寒冷化です。

それが、ここに来て突然、温暖化に今度は転じた。今本で読んで、私が読んでいるんですね。こういうことは何十年かするとぱっぱぱっぱと変わってっちゃうんですね。今読みましたようにね。

それで、いわば、このイギリスのほうなんかは、温暖化詐欺ではないかというような話も出ている、これの温暖化、それからIPCCをつくり出したアメリカ、それからイギリスのサッチャー首相なんかの一番最初のその引き金を引いた人は、1988年6月23日の上院の公聴会で、ハンセンという方、NASAの研究者であるハンセンさん、これがもう先ほど述べられたように、温暖化は人為的CO<sub>2</sub>であることは科学的に確かだと、こういうふうに言いだしたわけですね。

それから、様々な賛否両論があったわけですが、その賛否両論の中のいろいろな件については、また次の質問で出したいと思っておりますけれども、次の私のほうが問題にしたいものは、これも前回の町長の答弁にありましたように、気候非常事態宣言だけでは足りない、2050ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを提案したと、こういうふうにあるわけです。

今度は、非常事態宣言以上に、今度はもうゼロだと、ゼロカーボンだと。そのゼロカーボンを実現したらどのように現実になるかというのは、また後でお話できると思いますけども、一応、今答弁を求める部分は、まずゼロカーボン社会に向けて様々な施策が行われると思われまじけれども、産業界、それから経済、農林業へ、特に当町の企業とか農林なんかですけども、その影響をどう考えているかということですね。

もうここで去年異例の記者会見というか、行われた豊田社長ですね、トヨタ自動車の豊田社長は、もう今のルールでゼロカーボン、ゼロまで行かないにしても、車をつくるということは、日本ではもうできなくなっちゃうんじゃないかと。

その理由は、いわゆるLCAと呼ばれるもの、ライフサイクルアセスメントですかね、つまり、車をつくるまでに使われるCO<sub>2</sub>の量がどのくらいか、それを全部量る、そうすると、日本の場合は、原子力発電がほんの、もうほとんど停止しちゃって、ほんのちょっとですので、火力発電が75%以上を占めているわけですね。そうすると、そのルール、LCAというルールでいけば、もう日本で車をつくった場合は、全世界が認めてもらえないと、輸出はできないと。だから、新しい車、ヤリスとかという名前だったんですけど、もうそれは日本ではつくれないうと。

フランスのように、78%ぐらいが原子力、原子力だとCO<sub>2</sub>を出さないということで、ヨーロッパはうまく考えているんですけども、これは、まさにおかしなトリックであって、その原発稼働時にはCO<sub>2</sub>が余り出ないということです。それで、火力発電だったら稼働しているときにずっとCO<sub>2</sub>出すじゃないかという議論ですけども、それをつくるまでにどれだけのCO<sub>2</sub>を使うか、そこまできちんと考えないで、ただ、稼働時には出していないだろうと。

皆さんのうちのテレビも、誰もテレビ自体がCO<sub>2</sub>なんか出しているわけじゃないですよ。私はあれシュッシュポッポって後ろからCO<sub>2</sub>でも出してもらえればテレビ見なくても済むんじゃないかと思えますけども、テレビ自体がCO<sub>2</sub>を出すわけじゃない、しかし、つくり出すまで、それからテレビをつけて、電気はどこからどうやってつくっているんだと、こうなれば、もうみんなCO<sub>2</sub>が計算されるわけですよ。それをテレビからはCO<sub>2</sub>が出ていないから、じゃあいいじゃんかみたいな話、そういういい加減な話が結構出てきちゃうわけですよ。

特に、2019年の5月ですけども、マツダ工業、マツダ、自動車のマツダですね。エステイメイツっていう、これは日本語では全然出なかったわけですけども、そちらで電気自動車とそれからガソリン車でCO<sub>2</sub>の排出はどうなるかっていう計算をしたわけですね。そうしたときに、電気自動車っていうのは、リチウムイオン電池っていうのをつくるときにものすごい量のエネルギーを使う、それで車が使えるまでガソリン車の場合のEV車、エレクトリックビークルでしょうけども、は2倍以上のCO<sub>2</sub>を排出する。しかも、豊田社長が言われるには、そうやってつくった電気自動車も一番最後の完成時の放電とかの確認で、1つ家庭の1週間分の電力を使って最後の放電実験をしないと安全性確認うんぬんできないと。

そういう報告と併せますと、ガソリン車と、それからEV車がどこでガソリン車のほうがEV車をCO<sub>2</sub>の排出で上回るかということ、11万キロ走った時点でガソリン車のほうが電気自動車よりもCO<sub>2</sub>を多く出し始めると。グラフがですね。これが豊田社長が言う、あるいはマツダ工業がいう、電気自動車とそれからガソリン車のCO<sub>2</sub>の比較です。

こんなふうに、非常に工業に対して大きな影響を与える、当町でもこれがみんな電気自動車ということになれば、かなり困った状況になる企業は多いと思います。

それから、農業について言えば、これは、30%のCO<sub>2</sub>を多く出した場合、どれだけの農業生産が増えるかということ、プラス300ppmでお米は1.36倍、ぶどうは1.68倍、りんごは1.45倍というのが、これがアメリカの研究所で発表された数値です。

今、SDGsというので、階段にいろいろ出ていますけれども、階段の2段目、世界の人々の飢餓をなくすにはどうしたらいいのか、一番いいのは、CO<sub>2</sub>をさらに出すことですよね。だけど、そんなことをしたら温度が上がるじゃないかっていう反論に対しては、実はもう科学的にはCO<sub>2</sub>が温度を上げているんじゃなくて、温度が高ければ海からのCO<sub>2</sub>の出ってくる量が増える。これはどこかで新しくつくられた、どこでした、アサヒか何かでしたかね、ビールで、これ12度以上である場合には噴き出す恐れがありますって書いてあるんですよね。つまり、冷たければ溶解している、液体の中に溶解しているわけですけど、12度になるともう噴き出しますよって書いてあるんですよね。そういう科学的な知見もあります。

したがって、そこで何でこんな無理やりにCO<sub>2</sub>だけを悪者にして、それをゼロにしようなんて、農業生産かっていう面から見れば、先ほど言いましたように、収量は増えるし、当町においては農業をやられている方はたくさんあります。もし本当にここでCO<sub>2</sub>がどんどん減っていったら、農業ができなくなっちゃう、そこまで減らすというのは大変な話でしょうけど、ゼロにしたら可能かもしれませんよね、農業ができないくらいね。

160ppm下がると一切の植物は発芽もできないということは、ほぼ確定しております。それなら、とにかく低炭素だ低炭素だというのは一体いかなものかと、そういう農業、それから林業などへの影響をどのように考えて言っておられるのか。

それから、国民負担、もうここからお金の問題ですけども、排出権取引、それから炭素税という形で、国民負担はもうどんどん増えると。今、渡辺正さんという東大の先生、今はちょっと東京理科大に移られたのかもしれませんが、その方の研究では、毎年4兆から5兆円の温暖化対策がなされている。

一体そんなにすごいお金、これからはもう排出権取引でどんどん、もっともって日本から取られて、これは経産省の外郭団体が計算したところによると、80%減で年間43兆円から72兆円はかかるだろうと。100%、じゃあカーボンゼロにするにはどれだけかかるか、そんなもの計算する人はありませんと。80%減で43兆円から72兆円。それだけのお金をかける意味が

どこにあるのか。それから、それだけのお金を払う国民の負担はどうか。それを質問したいと思います。

それから、よく皆さんが言っている低炭素社会とはどのような社会を想定して低炭素社会と言っているのか。これについてのお答えを願いたい。

それから、ずっと言ってきましたように、CO<sub>2</sub>というのは、なければ光合成ができない。光合成ができないということは、植物が全部絶滅するというだけじゃなくて、もちろんそれに依存して生きている動物は全く生きられないと。したがって、CO<sub>2</sub>っていうその植物にとって絶対に必要なものを削減するっていう、その意図は一体どういうところにあるのか。

もちろんこういうふうに言うと思うんですね。温暖化が進んでいるから。温暖化が進む原因っていうのは、私のほうでちょっと趣意書っていうのをつくって、1から6番まで一番重要な気候決定要素というものを挙げておきました。太陽活動であり、宇宙線の流入であり、雲の量であり、それから火山活動、先ほども言いましたように、皆さんが経験した唯一の気候変動、ひどい目にあった気候変動というのは火山の活動だったというふうに、先ほど述べました。それから惑星間のいろいろなサイクル、地球っていうのは太陽の周りを楕円でぐるぐる回って、今、私も皆さんもマッハ80いくつというような高速で宇宙を運行中でありましてけれども、その楕円の軌道が正円に近づく場合に寒冷化が起こるとか、あるいは地軸の傾き、この地軸の傾きで全ての季節が決まります。太陽に一番近づくのが1月の3日、1月3日です、一番近づくのがね。ただただ夏があり、秋がある、冬があるという季節は地軸ででき上っているわけですね。その地軸の傾き、そういったもの、それが大きく気候を決定するんだらうと。

しかも、最後の6番目にやっそこ温室効果ガスという話が出るんですが、その温室効果ガスの95%は水蒸気です。要するに水ですよ。これがはるかに圧倒的な力を持っていて、とてもじゃないけれども、この地球が誕生した46億年前に95%あったCO<sub>2</sub>が、今では何と、先ほども言いましたように、0.04%まで一貫して下がってきたわけですね。一貫してなくなってきた。なくなってきたって本当になくなったわけじゃない、どこかにため込まれているわけです。それは、岩石だったり海の中だったり光合成によって植物がそれを吸収し、ため込み、それを動物が食べるという循環の中で、CO<sub>2</sub>の炭素のほうは、今でも地中に残っているわけです。その植物にとって絶対必要なCO<sub>2</sub>を使う、光合成によって全生命が支えられている、それに対してCO<sub>2</sub>の削減はどう考えるか。

それから、次は、ハになるんですかね、理科教育ではそのCO<sub>2</sub>の重要性というものをどれだけちゃんと教えられているのか、それとそのCO<sub>2</sub>の重要性と宣言とは矛盾することはないのか。それから緑化の促進、生物多様性の維持と促進、それから農業生産、これは、全てCO<sub>2</sub>のおかげです。だから、地球上の人類も70億人まで増えることができた。これをどうしても、低炭素社会、あるいはゼロカーボンで抑えようという宣言は、そういった地球全体の生物に対してのC

O<sub>2</sub>の効用と矛盾しないのか。ここのところを質問したいと思います。

**町長（山村君）** もしでき得れば別の時間をとって1時間ぐらい講演していただきたいなと思えますけれども、今種々、いろいろおっしゃられました。2番目の質問だということが今、分かりましたので、私からお答えしたいと思っております。

今、栗田議員もおっしゃいましたけど、最後のほうの話は正当なお話だと思っております。つまり、地球ができて四十二、三億年ですけども、その四、五億年後の二酸化炭素というのは、さっき言われたように95%が二酸化炭素で、5%が窒素、その後、生物の活動なんかがあって、400ppmになってきたということでございます。

これから種々申し上げますけども、栗田議員がおっしゃったような二酸化炭素ゼロにするなんて誰も言っていないんです。二酸化炭素がゼロになったら多分生物は生きられない、そんなことは言っていないですね。これからつくる二酸化炭素をゼロカーボンにしようということを行っているわけですね。

順次お答え申し上げます。

まず初めに、2015年にフランスのパリで開催されました第21回国連気候変動枠組条約締結国会議、COP21において合意されたパリ協定では、世界の平均気温上昇の幅を2度未満とすると、長期目標が国際的に広く共有されました。

また、国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCの特別報告書においては、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO<sub>2</sub>の実質排出量をゼロにするということが必要であると報告し、今後の地球温暖化などによる気候変動のリスクに警鐘を鳴らしているというところであります。

さて、ゼロカーボン社会を目指す施策とその影響についてでございますが、国においては、2050年ゼロカーボンの実現に向けて、政策の継続性、予見性を高め、脱炭素に向けた取り組み、投資やイノベーションを加速させるとしており、温室効果ガスの排出削減や吸収等に関する施策など、様々な施策が展開されると想定されております。

こうした変革には、ときとしてこれまで継続してきた考え方の転換なども必要となり、製造業や建設業のみならず、農林業やサービス業など、いたるところに影響を及ぼすものと考えております。

また、現在、国において検討が進められている排出権取引や炭素税に代表されるカーボンプライシングについては、今後の国の動向を見る中で、当町の企業や農林業への影響について注視してまいりたいと考えております。

続きまして、低炭素社会についての質問でございますが、今年の5月26日に成立しました、改正地球温暖化対策推進法では、その理念において、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収される温室効果ガスの吸

収量との間の均衡が保たれた社会の実現としております。

その目指す社会像としては、高い省エネ基準の建物や設備の設置を促進するなど、省エネルギー化を進めると同時に、再生可能エネルギーが普及し、化石燃料からの転換とともにエネルギーの自立分散が図られ、豊かで活力ある持続可能な社会などが考えられます。

また、二酸化炭素の削減をどのように考えているかということでもありますけれども、フロンガスによるオゾン層破壊の研究で、ノーベル化学賞を受賞したドイツの大気化学者パウル・クルッツェン氏は、現在は地質の年代による区分の一つとして、人類が産業革命などを通じて地球規模の環境変化をもたらした時代、人新世、人の新しい世の中、人新世、アントロポセンであると提唱しております。

産業革命以降の二酸化炭素の排出量の増加を、我々の社会生活の中で削減し、植物の光合成による二酸化炭素の吸収や、二酸化炭素の回収、貯留する新たな技術の開発など、人類の英知を結集する中で、排出量と吸収、除去量との中立を図っていくことが重要であると考えております。

最後に、宣言を出すことの妥当性についてのうち、緑化推進、生物多様性の維持促進、農業生産等と宣言との矛盾についてということでもありますけれども、結論から申し上げますと矛盾はいたしません。

温暖化が進むと動植物の生息域にも影響を及ぼし、これまで町で行われてきた農業やこの地域で育まれてきた文化にも影響を及ぼしかねません。

私たちは、先人たちから受け継がれてきた坂城の豊かな自然環境や地域の生態系を保全し、次世代に継承するための取り組みを推進することが必要と考えております。

町といたしましては、第6次長期総合計画においてまちづくりの共通テーマの一つとして位置づける、SDGsの達成と同様に、豊かな自然環境と安定した社会により経済発展する町を目指し、温暖化対策として2050ゼロカーボンに取り組んでまいりたいと考えております。

**教育長（清水君）** 私からは、ハ、宣言を出すことの妥当性についてのうち、理科教育ではCO<sub>2</sub>の重要性が教えられるが、宣言と矛盾することはないかとのご質問にお答えいたします。

中学校の理科学習指導要領では、中学校2学年の植物の体のつくりと働きの中の葉、茎、根のつくりと働きにおいて、植物の葉、茎、根のつくりについての観察を行い、それらのつくりと光合成、呼吸、蒸散の働きに関する実験の結果とを関連づけて理解することと示されております。

そして、内容の扱いとしては、葉の働きについて、光合成を行う器官であることや、光合成は光のエネルギーを利用して、二酸化炭素と水からでん粉などの有機物と酸素を生じる反応であることを理解させる。また光合成が細胞中にある葉緑体で行われていることにも触れる。さらには呼吸により酸素が吸収され二酸化炭素が放出されていること、葉では気孔で气体の出入りが起こっていることを理解させると示されております。

このことから、中学校の授業では、植物の葉を用いて光を当てる、当てない、植物がある、な

いという条件を組み合わせる実験を行い、二酸化炭素が光合成によって使われるかどうかを調べる学習や、水草に光を当てて、出てきた泡が酸素であることを調べる学習などが行われております。

しかし、これらはいずれも定性的な実験であり、二酸化炭素や酸素の濃度まで調べるような定量的な実験は中学生の段階では行っておりません。

したがって、理科の学習において、植物の光合成が行われる際、二酸化炭素が必要になるということは分かりますが、その量や濃度については扱っていませんので、宣言と矛盾するかどうかについては、判断しかねると申し上げるしかございません。

**8番（栗田君）** いろいろな研究があって、産業革命から現在まで、これはCO<sub>2</sub>が、産業革命前というのは280ppmまで落ちたと、要するに地球が46億年前に生まれて、そのときは今の金星と火星、隣の金星と火星と同じだけのCO<sub>2</sub>の量なわけですよ。それから一貫してCO<sub>2</sub>の量は、一貫して下がってきたわけです。それで、産業革命前で280ppm、要するにパーセントで言うと0.028%まで95%から下がったわけですよ。

その間のCO<sub>2</sub>のCはどこに行っちゃったのかと言えば、それは海の中であつたり、生物の体、それが死んで土に埋まって動物の死骸は石油となり、植物の死骸のほうは石炭、要するに化石燃料として蓄えられたわけですよ。

それで、その産業革命で280ppmまで落ちたのが、そこからいろいろ、いろいろと言うか現在までその化石燃料を燃やすことで、人為的なCO<sub>2</sub>の量が大体100ppm、今380ppmから400ppmと言われてますから、100年で100ppm、つまり1ppmを毎年増加させていったわけですよ。

それで、1982年から2012年までの33年間のネイチャークライミットチェンジという雑誌に出た観測結果はこういうふうになっています。

1番が植物の量は10%増えた、サハラ南部、シベリア、アマゾンの緑化が著しい、増加分の総面積は米国本土の2倍を超える、4番目に緑化増分のうち7割がCO<sub>2</sub>寄与分だと考えられる。

恐竜が生きていた時代のCO<sub>2</sub>濃度っていうのは、約15%ほどでありました。そのとき非常に植物が繁茂したものですから15%ですよ、15%というのはppmで言えば15万ppmになるわけですけど、それで恐竜もあれだけでなくなった。それが、そこから、それが2億5,190万年前ということですから、そこからどんどん減って6,600万年前には、ほぼ恐竜は絶滅して、そこから哺乳類が始まって人類の歴史は20万年ぐらいということですよ。

このCO<sub>2</sub>がこれだけどんどん、どんどんと言っても46億年かけて減ったわけですけど、その間に5回の氷河期が来ています。一体その氷河期をCO<sub>2</sub>の説明でどうするのかという問題、それから恐竜が生きていた時代の15万ppmのとき、今のIPCCの計算をすれば、名古屋大学から中部大学に移られた武田邦彦教授の計算によると、温度が400度ほどになるそうです。

恐竜もみんな焼き鳥状態ということになると思いますけれどもね。

こういった化学的な話は一切抜きにして、あとの10年、20年、30年、どのくらいか経ってから分かりませんが、2050年と言えば、これから30年ですけどね。皆さんがどこにおられてどのような生活をしているか分かりませんが、そのときに何であんな宣言なんか、あるいは何でゼロカーボンなんていうのを目指したんだということになる可能性は、先ほど紹介しました小松左京さんの本でよく分かると思うんですよね。

あの本が、先ほど言いましたように、1974年ですから、50年、たった50年ぐらい前の本ですよ。それがあつという間にこういうふうになるっていう、この何て言うんですか、余りの揺れの大きさと言いますか、もう少し、さっきのマスクの話もそうでしたけれども、科学的に、本質的なことを話し合っ、議論して、本当にそれが必要なのか、私が一番心配しているのは、1997年の京都議定書のときに、日本が完全に、私のこんな言葉で言ったらまずいのかも知れませんが、EUにはめられたという感じなんですよ。それがまず、1990年が基準年にされたということが、少し考えてみればおかしくない、何年でもいいわけで、だったらその時点を基準にして、どこまで下げようとかすればいいのに、何で1990年が出てきたのか。

これは、もちろんベルリンマンデートというので、もう決まっちゃうというか、向こうのルールで東西ドイツが一緒になったんで、東ドイツのものすごく出していたCO<sub>2</sub>分が消えると。

それともう一つは、アメリカのアル・ゴアのすごさですよ。この人、もう何十%だって削減してやるって、あそこの京都議定書で乗り込んできたわけですけど、ちゃっかり来る前にもうヘーゲル・バード決議というのが議会で行われていて、開発途上国が賛成しなければアメリカは何パーセントしようが一切京都議定書の批准はしない。そういうことで日本に乗り込んでくる。だから、アメリカも京都議定書関係なし、ヨーロッパは8%削減とかいって、実は全く削減なしで、東欧から、東欧が全部EUの中に入り込んだその年をねらってやっているわけですからね。

また、このゼロカーボンとか、これはもう数年前に東京都の都知事さんが、女性の方ですけど、言い出したことで、それを聞いたときには、私びっくりしちゃいましたが、今度菅さんが言って、総理大臣が言ってびっくりして、それで前回の3月議会ではここの町長さんが言い出してまたびっくりと。一体もうちょっと本質的な議論をして、本当にそれがいいことなのか、トヨタの社長さんが言うように、こんなんでは日本ではもう車はつくれないぞ、あるいはガソリン車はもうだめだ、だけど、実際には電気自動車のほうがよっぽどCO<sub>2</sub>を出すと、そんなようなことをおいそれと乗っかって、そういう宣言を出すということはいかがなものかということで、この2つの問題を取り上げたわけですけども、どこかの環境大臣のように、世界の流れだ、乗り遅れるなど言うんだったら、やはりここで言ってもしょうがないのかなというのが、私の最後の気持ちであります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。



(休憩 午後 2時30分～再開 午後 2時40分)

議長(小宮山君) 再開いたします。

次に、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番(大日向君) ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

全国的に執り行われているコロナワクチン接種についてお聞きしたいと思います。

全国的に高齢者等のワクチン接種が開始されましたが、当町においての接種についてはどのような状況になっておりますでしょうか。

報道等から聞こえてくるのは、予約を行うことの難しさや混乱、そして接種自体が遅れてしまっている地域も見受けられるようです。幸いにも私の周りの対象となる方々からは大きな問題等のお声を聞くことがないので、当町の高齢者対象の接種は混乱なく進んでいることと感じております。

また、6月初旬の新聞報道にて当町の高齢者対象コロナワクチン接種率が県内で非常に高いとの記事が掲載されておりました。これもひとえに今回の接種に関わっておられる役場職員の方の努力の結果ではないかと感じておるところもございます。

しかしながら、やはり、高齢者のみの世帯などはネット環境を使用しての予約が難しく、代行の依頼を受けることも多々ございました。今後も続くであろうワクチン接種の環境について質問を行ってまいります。

項目に沿いまして、イ、65歳以上のワクチン接種について、1点目としまして、町として会場、各担当係、接種のシミュレーション、日程調整等、接種までの準備はどのように進めたのでしょうか。2点目、ワクチン接種方法をかかりつけ医等ではなく集団接種とした理由はどのようにでしょうか。3点目、医師や看護師等の人員派遣に対し、医療機関との調整はどのように行われたのでしょうか。

続きまして、ロの接種券の発送、予約について、1点目としまして、どのような順番で接種券の発送を行ったのでしょうか。2点目、接種の予約について、その中で電話予約の状況はどうだったのでしょうか。ネットからの予約割合は全体のどのぐらいありましたか。3点目として、連休中に行われた文化センターでの接種予約を行った人数は何名いらっしゃいましたか。

ハといたしまして、文化センターで行われている集団接種についてです。1点目、65歳以上の接種対象者は全部で何名でしょうか。2点目、各日で変動があると思われませんが、1日当たりの計画接種人数は平均で何人となりますか。3点目、現在、2回接種が終了している方の人数と割合、1回接種が終了している方の人数と割合を教えてください。4点目、接種会場での動線です。この接種を行うまでのところで混乱等は生じなかったのでしょうか。5点目、接種によるアナフィラキシー症状を起こした方はいらっしゃいましたか。また、会場内で体調不良等を起こされた方への対応はどのようになっていたのでしょうか。6点目、接種帰宅後に体調の不良を訴

える方からの連絡はあったのでしょうか。7点目、接種会場への来場方法は自家用車や家人による送迎が多いと思われませんが、町で用意している無料タクシーを利用した方はどのぐらいいらっ  
しゃいましたか。最後になります。外出困難な接種対象者への対応はどのように行ったのか、また、介助等が必要な方への対応はどのように行われたのでしょうか。

以上、質問といたします。

**町長（山村君）** ただいま大日向議員さんから、1番目として、町のコロナワクチン接種についてご質問いただきました。私は、この中で、イの65歳以上の接種につきまして、全般的にお答え申し上げまして、ロとハにつきましては担当課長より答弁申し上げます。

まず、新型コロナワクチン接種につきましては、都道府県の調整による医療従事者への先行接種に次ぐ接種順位として、市区町村が実施主体となり、現在、今年度65歳以上となる方へのワクチン接種を進めているところであります。

高齢者への接種は、3月初旬の国からの通知により、4月12日から開始とされたものの、当初のワクチン供給は非常に限定的で、実施は一部の自治体に限られ、併せて全市町村には4月26日の週に1箱、これは975回接種分ですけれども、この1箱ずつを配送するとされましたが、その後の供給予定は示されなかったため、この時点での接種計画立案は困難な状況でありました。

その後、3月末に、4月26日及び5月3日の週にワクチンの追加配分の考えが示されたことを受け、町でも希望量が供給されることを前提として、集団接種の開始を5月4日もしくは6日の2パターンの計画を立て、医師会や医療機関との調整を行うとともに、4月早々には県庁を訪問し、副知事や担当部長等にもワクチン確保について要請をいたしました。

しかしながら、追加供給分4千箱も全国の自治体からの要求数に追いつけず、4月12日に示された当町への分配も希望数に満たなかったため、接種計画を見直さざるを得なくなりました。

計画の見直しに当たりましては、接種開始の際に一定量のワクチンが確実に手元に確保されていること、接種期間中にワクチンの供給が途切れないことを考慮し、国のワクチン供給スケジュールを確認する中で5月10日を接種開始日として再度医療機関等と調整し、4月中旬によく日程を固めることができました。

また、当町では、高齢者の方への接種にあたり、当初から集団での接種を念頭に置き、会場については、密集を回避しつつ多くの方を収容でき、駐車場も確保できる施設として、文化センター体育館としたわけですが、文化センター体育館については、今年度、施設改修を予定していたため、行事が逆に入っておらず、一般の利用への影響もなかったことから、改修を1年先送りし、接種会場としたところでございます。

今回のワクチン接種は、町としても重要かつ大規模な事業と捉えており、特に接種の期間中は大変多くの人出を要することから、町では新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを組織し、課を超えて業務分担するとともに、対策チーム実務者会議が中心となって、職員が交代しながら

の人員配置計画を立てたところでもあります。

また、会場のレイアウトや職員配置につきましては、国から示された会場設営のイメージ図などを参考にしながら、体育館の規模や構造、より円滑に接種を進めるための経路等、何回も検討を重ねてきました。

4月22日には、被接種者役として民生委員の皆様にご協力をいただき、町内の医師、鹿教湯病院、関係職員が参加してのシミュレーションを実施し、接種手順や会場内の動線の確認、課題の洗い出しを行い、接種本番に備えました。

次に、接種方法を集団接種とした理由についてのご質問ですが、一番大きな要因としましては、接種対象となる方が新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいとされる高齢者であることから、多くの方へ迅速に接種を行うことが望ましいと考えたわけでありです。

また、取扱いや保管にも多くの制約がある貴重なワクチンを無駄なく使うためには、1つの会場で多くの方に接種する方法が効率的であり、加えて町内のかかりつけの先生方には新型コロナウイルスの感染拡大により医療への負荷が増加している中、ワクチン接種を全面的にお願いした場合の日常の医療提供体制への影響など、様々な状況を総合的に勘案して集団接種方式としたところでございます。

一方、集団接種において課題となるのが、接種を担っていただく医療スタッフの確保で、効率的に多くの方への接種を進めるには、複数の医師と看護師等を確保する必要があります。

町では、地方へ出向いての集団健診等の実績が豊富で、医療従事者への先行接種で取扱いの難しい新型コロナワクチンの接種実績もあり、町民の皆様がご利用されることも多い鹿教湯病院さんに高齢者接種の協力を打診しましたところ、お引受けをいただけることになりました。

その後、病院と協議を重ね、診療や健診等との調整をいただく中で、接種会場に医師2名、保健師、看護師5名、事務職2名のチームを派遣していただき、集団接種時には町職員も含め、おおむね30名程度のスタッフで運営をしているところでございます。

また、町内の先生方にも、千曲医師会に調整をお願いし、日曜日は1日、休診となる医療機関が多い木曜日と土曜日は午後の半日ずつ、集団接種の予診を担当してもらっております。

多くの皆様のご協力により、接種も順調に進み、接種を受けた多くの町民の皆様方からスタッフの対応にお褒めの言葉もいただいております。

ご協力をいただいております先生方、鹿教湯病院の皆様から改めて感謝を申し上げる次第であります。

ワクチン接種につきましては、日々新たな動きが出てくる状況で、国や県の動向も視野に入れながら、今後もスムーズな接種ができるよう努めてまいりたいと考えております。

**福祉健康課長（伊達君）** 1、町のコロナワクチン接種について、私からは、口の接種券の発送、予約について、それとハ、文化センターで行われている集団接種について、順次お答えをいたし

ます。

まず、ワクチン接種に必要となる接種券の発送についてでございますが、今回の接種では、対象となる方が多く、混乱を避けるため、まずは75歳以上の方に発送をし、1週間後に65歳から74歳の方に発送をいたしました。

理想的には、もう少し細分化しての段階的な発送を考えておりましたが、先ほど、町長からも申し上げましたとおり、ぎりぎりまで接種日程が固まらず、接種までの期間が限られたことから2段階に分けての発送としたところでございます。

次に、接種予約の状況についてお答えいたします。

今回のワクチン接種は、ワクチンの無駄をなくすとともに、ワクチンの移送や解凍などを厳重な管理のもとで行う必要があります、完全予約制で実施をいたしております。

予約につきましては、接種券の送付と同様に受付開始を2段階に分け、4月27日からは75歳以上の方、翌週の5月3日からは65歳以上の方とし、コールセンターによる電話予約とパソコンやスマートフォンからのWeb予約により受付を行いました。受付開始当初はコールセンターへの電話が集中し、予約ができないといった声を多数いただきました。

Web予約につきましては順調に稼働していたこともあり、特に受付開始当初はWeb予約の比率が高い状況で、最終的には集団接種を予約された方4,185人のうち約42%に当たる1,740人がWebによる予約となっております。

一方、Web予約につきましては、使い慣れない高齢者の方には操作が難しいといったお話や、パソコンやスマートフォンがないといったお話もお聞きしており、さらには5月3日から65歳以上の方の受付が開始されますと、75歳以上の方の予約が一層取りづらくなることも想定されたことから、町では急遽コールセンターの回線を増やすとともに、連休中の5月3日から5月5日の3日間、75歳以上の方を対象としての対面予約を文化センター大会議室で実施をしたところでございます。

なお、会場の密集を避けるため、3日は85歳以上、4日は80歳から84歳、5日は75歳から79歳に対象者を分けて行い、3日間で251人分の予約を受け付けたところでございます。

続いて、ハ、文化センターで行われている集団接種についてお答えいたします。

まず、65歳以上の接種対象者の数でございますが、町から接種券を発送した方は5,370人でございます。また、1日当たりの計画接種人数につきましては、日によって計画数は異なりますが、平日はおおむね330人から375人程度、日曜日が450人程度とし、平均しますと1日当たり350人から360人という状況でございます。

次に、これまで接種を終了している方の人数と割合でございますが、集団接種で2回の接種を終了した方は昨日現在2,572人で対象者全体の47.9%、同じく集団接種で1回の接種を終了している方は4,180人で77.8%となっておりますが、このほか施設の巡回接種や訪

間等による個別対応分を含めると、昨日時点で2回接種終了が51.1%、1回接種終了が83.4%という状況でございます。

また、接種会場での動線について混乱等は生じなかったかのご質問でございますが、会場では受付、保健師等による予診前の確認、医師による予診、ワクチンの接種、接種済証の発行、接種後の経過観察、予診票の回収の7つの手順で進んでまいります。会場のレイアウトや動線につきましてはこの手順に従い、密集が起これないようにブースの配置や動線の状況を現場で何度も確認し、4月22日のシミュレーションにご参加をいただいた民生委員さんをはじめスタッフの意見を取り入れながら設営をしたところでございます。

会場が広いと移動に若干のご負担はあるかもしれませんが、ブースごとに誘導スタッフを配置し、これまで大きな混乱もなく実施できている状況でございます。

次に、接種によるアナフィラキシー症状を起こした方はいたかのご質問でございますが、これまでのところ、そうした症状の方はおられません。接種会場で万一アナフィラキシーが出た場合には、医師や看護師、町の保健師等があらかじめ担当を決めて対応することとしております。

接種後の体調不良につきましては、これまで接種後にふわふわした感じがあったり、医師の指示により血圧のチェックを行う方などが数名おられましたが、医師や看護師が随時様子を見ながら救護ブースで横になって休んでいただき、体調も回復してお帰りをいただいております。

また、帰宅後の体調不良につきましては、接種語に腕が痛くなったり、発熱や倦怠感といった連絡は何件かございましたが、いずれもワクチン接種における一般的な副反応と思われるものでございます。

次に、町のタクシー事業者に委託をして手配をいたしましたタクシーによる送迎を利用した方の人数でございますが、タクシー送迎のご予約をいただいた方は実人数で56人、件数は96件で、これまでの日程の中で49人、77件のご利用をいただいているところでございます。

また、外出が困難な接種対象者への対応でございますが、今回のワクチン接種は接種会場へお越しいただくことを基本としつつも、お体の状態などからどうしても会場に来ることができない方、例えば、日常的に医師の往診を受けている方などで接種を希望される方には、町内のかかりつけの先生をお願いして、ご自宅などへの訪問診療の際に個別に接種を行っていただいております。

介助等が必要な方の対応につきましては、介助者がいる場合は一緒に接種会場にお入りいただき、介助をしていただきながら接種を受けていただいております。介助者につきましてはご家族が主でございますけれども、中にはヘルパーが介助をしながらお越しになった方もおられました。

また、会場内には複数の車椅子を用意し、移動が大変そうなお方には車椅子をお勧めし、職員が介助をしながら接種を受けていただくといった対応もしているところでございます。

**6番（大日向君）** 町長、担当課長より答弁いただきました。当町の高齢者接種については当初、

予約の電話回線が少々混雑が見られたようですが、連休中の迅速な対応を見て、報道等で見聞きした混乱は発生しなかったことが分かりました。

また、今回、高齢者接種対象人口の大半が接種しているということで、コロナ脅威に対し1年以上に及ぶ自粛生活を送る上で、少しでも安心できる一つの材料になったのではないかなとも思います。

しかし、完全なるコロナウイルスの対抗手段でないため、引き続きではありますが、感染予防に努めていただきたいと思います。

そこでなんですが、1点だけちょっと再質問を行いたいと思います。

接種予約日に接種できなかった方への対応はどのように考えているのか、ちょっと1点お聞きしたいと思います。

**福祉健康課長（伊達君）** 再質問についてお答えをいたします。

予約をして、接種日に体調不良等で様々なご事情があるかとは思いますが、接種ができなかった方につきましては、別の日にキャンセルで空きが出た場合には再度ご予約のご連絡をさせていただいております。一方、現在実施しております集団接種については、日程も残り僅かとなってまいりました。今後のキャンセル等での再予約の対応がだんだん難しくなっているということも、そんな状況もあるわけでございますけれども、今回の集団接種の中でご予約いただかなかった方もまだ相当数おられると。またコールセンターにもお電話ちょうだいしていますので、そんな方々にも接種をしていただけるよう、町では7月に追加の高齢者の方の集団接種を予定してございます。

これまでに予約したけど接種が受けられなかったという方については、そうした機会での接種のご案内も併せてさせていただいているという状況でございます。

**6番（大日向君）** 再質問、ご答弁ありがとうございます。皆さんが非常に関心を高く接種を行っていることが分かり、安心はしました。引き続きではありますが、ワクチンに無駄がでないよう、接種を希望される方も事前に準備をして進めていただきたいと思います。

質問は以上となります。今回のコロナワクチン接種において、現在、全町民が接種できる環境とはなっておりません。今回対象とならない64歳以下の方々や福祉の現場に携わる方々、また教育現場の職員に対しての接種についても、本来ならばお聞きしたかったところなんですが、やはり全国の自治体を見てもワクチンの分配状況が不明確な状況が見受けられたり、なかなか各年齢層に接種の必要性を浸透させることの難しさなどの問題が浮上しているのも現実であります。

ちまたでは職場接種や中高生向けの学校単位での接種に向けた動きを進めていらっしゃる地域があるという報道も増えてきております。当町にも中学校と高校が各1校ずつございます。また、多数の従業員を抱えている企業もあり、こういった情報について関心を寄せられる方も多く、町として今後どのように対応していくのか、注視されております。

当町は工業の町として長年地域の皆様に支えていただいております。大小様々な規模の企業がたくさんございます。報道等では千人規模単位での職場接種が話題になっているようです。6月11日の紙面にて当町でも職場接種をめぐり、町内の中小企業のグループ化を検討しているという記事が掲載されておりました。引き続きではありますが、64歳以下のワクチン接種についても早期実現となるよう並行して考えていただきたいと思います。

こうした取り組みにより、毎日の人流が以前のようにスムーズな状態へ少しでも戻り、経済の循環を復活させる可能性が高くなると思います。

今回、高齢者対象の接種を実施したことで、明確な情報が開示されなくても、事前に予測し、検討ができることも多々あると思います。実際にワクチンの供給がされた際に、迅速に対応できるよう、今回の高齢者接種から見えたことや、これから対象となる方に対して想定されることなど、洗い出しやシミュレーションを重ねていただき、来るべきタイミングでスムーズに行われる接種体制を構築していったらと思います。

以上で一般質問を終わります。

**議長（小宮山君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日15日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時07分）

